

はざるべからざるや論なし。然りと雖も一二閣員の不注意より生じたる行政上の過失(而かも瑣末なる過失)ある毎に内閣舉つて其責を負ふが如きは實に過酷の誹あるのみならず、實際上頗る不便なりと云はざるべからず。左れば英國に於ては此事に關し古來一定の習慣的規則ありて能く大臣責任の大主義を完用しつゝあるなり。曰く、内閣員の過失にして其事項一省部内に關するとならんには、國會の批難に對し閣員連帶の責を負ふに及はず、唯だ閣員全軀特に進んで實に當らんと欲するとき及び事實其行爲が内閣全軀に關係あることを證する場合には必ず其責任連帶ならざるべからざること之れなり。左れば閣員全軀が責を負ふべき場合は(一)一二閣員の過失にして假令其性質一省部内に關するものなりとも、政府の一般政略と關係を有し、閣員全軀之を措て觀みざること能はざる場合、(二)内閣にして當局大臣を失ふときは内閣の成立に影響を及ぼすが故に其辭職を欲せざる場合、及び(三)當局大臣の所爲假令外面に一省部内に留るが如きも、其實内閣全軀に於て決議したる政略なる場合、總て此等の場合に於ては其責任は必ず連帶ならざるべからず。内閣員は悉く其進退を共にせざるべからざるなり。

大臣責任に單獨及び連帶の二種あること以上述べたるが如し。而して國會が内閣をして責を負はしむるの方法亦之を二種に分つ。通常の方法及び非常の方法是れなり。通常の方法とは罷責若くは不信任の決議にして、非常の方法とは彈劾即ち是れなり。前者は現時屢用ひらるゝ處の方法にして、收賄反逆等の如き極惡の所業を除き、通常政治上の過失に對して用ゆべき慣例となれり。後者即ち彈劾法は往時屢行はれたる方法にして、庶民院原告となり大臣を被告として貴族院に訴へ、貴族院の欄に於て是非曲直を争ふと是れなり。蓋し此方法は弊害を事前に豫防するの効少く、且つ内閣更迭の圓滿に行はるゝ今日に於ては殆んど其必要を見ざるを以て近年之を用ゆることなし。サー、アースキン、メイ嘗て其著『國會法』に於て論じて曰へらく『彈劾法の必要なる場合は人民が君主を疾視せるとき、國會の權力微弱なるとき、司法部亂れて裁判所公平ならざるとき、及び君主法律の勵行を妨げ、政治上の罪人を擁蔽して法律に抵抗する場合等とす。然れども大臣能く其權限を守り、國會に對する責任を思ひ官吏の舉動を注意監督し、法律を嚴に勵行し、國會能く裁判所に對して勢力を保持し、之と同時に君主獨立の實あるときに於て

は彈劾法を施行するの必要毫も之れあるを見ざるなり』と。亦以て彈劾法の近年
 不必要となりたる所以を知るに足らん。
 罷責及び不信任の決議は貴族院及び庶民院共に之を爲すことを得。左れば内閣
 にして上院の非難を受け爲に其勢力を損し、終に辭職するに至りたること亦之れ
 なきに非ずと雖も、其必ず辭職せざるべからざるに至るは獨り下院の罷責を受け
 たる場合のみに限る。下院の罷責を稱してウイスドロウアル、オヴ、コソフイデン
 ス即ち信任召回と云ふ。信任召回は明に其意を述べて不信任の決議を爲すこと
 あり、又は政府提出の議案を否決して暗に其意を示すことあり。前者は説明を要
 せざるも後者は少しく説明を下さるべからず。凡そ政府提出の議案にして如
 何なる種類のもので雖も否決せられたるときは内閣員辭職せざるべからざるか。
 否然らず内閣の辭職せざるべからざる場合は内閣の主義に基きて編製したる議
 案國會に於て採用せられざるべきとき、即ち内閣が其大主義に基きて編製したる議
 案國會が國會議員多數の主義と相容れざるべきとき即ち是れなり。此の如き場合に
 於ては内閣員潔く其職を辭するか或は大君主に奏請して國會を解散し、以て是非

を國民に訴ふるか、二者其一を擇ばざるべからず。

内閣員の數は必ずしも常に同一ならず。然れども左の十一名の職司は常に之を
 欠かざるが如し。

- (一) フアイスト、ロード、カウ、ト、レ、シ、エ、リ 大藏一等總裁
- (二) ロイド、チャ、ン、セ、ロ、ア 大法官
- (三) フレイザ、ン、ト、カ、ウ、セ、カ、ウ、ン、レ、 樞密院議長
- (四) ロ、イ、ン、グ、ラ、イ、シ、ル 内務官
- (四) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、ホ、ム、ン、ア、ツ、ン、フ、エ、ア 内務尙書
- (五) チ、ャ、ン、セ、ロ、カ、ウ、セ、カ、ウ、ン、セ、ツ、カ、レ 主稅尙書
- (六) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、セ、ロ、ロ、ニ、ム 殖民尙書
- (七) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、フ、オ、レ、ン、ツ、ン、フ、エ、ア、ン 外務尙書
- (八) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、セ、ロ、ロ、ニ、ム 陸軍尙書
- (九) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、フ、ア、イ、ン、ヂ、ア 印度事務尙書
- (十) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、セ、ロ、ロ、ニ、ム 海軍一等總裁
- (十二) セ、ク、レ、ウ、リ、カ、ウ、ス、テ、ア、ト、ン、カ、ア、フ、オ、レ、ン、ツ、ン、フ、エ、ア、ン 其他愛蘭事務尙書、地方政務局總裁、ランカストル公領總裁、商務局總裁

裁等亦内閣に列することあり。而して此等の内閣員は上院議員に非れば下院議
 員たり。即ち上下兩院の一に於て必ず其座席を有せざるべからず。而して兩院
 中の議員内閣に入るや、一度其職を辭し、更に再選舉を求めて議員となるは英國法
 律の命ずる處なり。

右の如き組織を以て成立する所の内閣は實に英國に於ける政治の中心にして、其權力の強大なること他に比すべきものあらず。蓋し内閣の權力強大なるは其背後に庶民院を控へたればなり。庶民院に於ける多數黨派の勢力は即ち内閣の勢力に外ならざればなり。然り而して内閣は事實に於て政治の中心なりと雖も、法律上其存立を認められざるものなることは(本章の始めに於て述べたる如く)須く之を記應せざるべからず。抑も内閣なるものは便宣上發達したるものにして、法律上組織せられたるものに非るなり。英國の法律は樞密會議を認むと雖も、内閣會議を認めざるなり。左れば法律上より云へば樞密會議ありて内閣會議あらず。事實上より云へば、内閣會議ありて樞密會議あらざるなり。故に英國の内閣諸大臣は名義上必ず樞密院議官の職を兼ねるを要す。然らすんば法律上毫も據て立つべきの地位を有せざればなり。

英國の内閣を總理する者は大藏一等總裁是れなり。大藏一等總裁は即ち總理大臣にして、英語に之をプレミア―又はプライム、ミニスターと云ふ。或る場合に於ては外務尙書内閣を總理することありと雖も、是れ寧ろ變例にして大藏一等總裁總理大臣たるを常とす。左れば大藏一等總裁は、總裁として大藏省の事務を管掌することなく、主稅尙書代て此の任に當る。主稅尙書は實に他國の大藏大臣と同様の職に在る者なり。

夫れ斯の如く大藏一等總裁は事實に於て内閣總理大臣なりと雖も、是れ亦法律上然るに非ず。法律上より云へば、内閣諸大臣は何れも同等にして其間に甲乙あるべからず。然れども實際上より云へば、大藏一等總裁は他國の總理大臣に比して一層重大なる權利を有し、内閣は即ち其人の内閣にして其同僚は一に其人の選擇に係ること已に前段に於て説明したるが如し。

大藏一等總裁が事實に於て内閣總理大臣なること以上述べたるが如し。これより少しく其沿革を説かん。抑も總理大臣なるものゝ起りたる原因は君主が内閣會議に出席せざるに至りたるに由ること多し。而して現時に在りては總理大臣は事實上必要と認められ、上院に於て多數を有する黨派の首領なりと解せらるれども、往時は總理大臣なる名義無く、其事實に於て内閣を總理する者ありし時に於ても其權力は決して今日の如く重大ならざりしなり。チャールス二世の内閣に

於けるクラレンドン卿、文王アンの内閣に於けるゴドルフィン卿の如きは即ち總理大臣に恰好するの地位を有したりしも、總理大臣の名稱を有せず、其權力も隨て重大ならざりし。現時の意味に於ける總理大臣に恰好せる地位を占めたる最初の政治家は乃ちロバート、ウアルポールなり。然りと雖もウアルポールも現時の如く君主の委任に依りて内閣を組織せるには非ず。只其伎倆と經驗とに依りて自然に其地歩を占めたるのみ。而して當時ウアルポールの權力爾く大なりしはシオルヂ二世に信任せられたると賄賂を以て下院の多數を制したるとに因る。然かもウアルポールは反對黨より目して大宰相なりとせられたる時に於て怒りて之を排斥したるを以て見れば當時に於ける渠の地位は、事實上の總理大臣にして名義上の總理大臣に非りしなり。願ふに眞に總理大臣を英國に見るに至りたるはウイリアム、ピットを以て始とす。ピットは實に十七年間現時の意味に於ける總理大臣の地位に在りしなり。渠嘗て其同僚ダンダスに告て曰く「此國の政務を行せしむる爲には内閣會議に於て最も勢力あり、且つ最も君主の信任を有するの人を要す。而して其權力は普通にファリスト、ミニストル(首相)と稱する者の掌握

する所ならざるべからず」と。是に由て之を觀るときは一千八百三十二年の議院改革前に於て總理大臣たるものは(一)君主の信任を得(二)内閣に於て最も勢力を有するの二條件を要せるが如し。然るに議院改革以後に於ては總理大臣は自然間接に人民の推選する所となるに至れり。之れ蓋し庶民院が輿論代表の實を得るに至りたる結果に外ならざるなり。左れば今日に於ては其總選舉の場合に際し國民は何某と云ふ政治家の政略を賛成するの廉を以て代議士を選むが故に、結果として其政治家に權力を掌握せしむるに至るは自然の勢なりと云ふべし。然り而して總理大臣の君主に對する關係の如きも近來大に異なるに至れり。往時に在りては君主の信任は總理大臣をして其地位を保たしむる第一勢力なりしに、今は國民の信任なしには一日も其地位を保つ能はざるに至れり。總理大臣は斯の如くにして英國の政治上最も必要なるものとなれり。然れども其必要となれるは決して憲法の明文を以て認めたる故には非ず。憲法上より云へば内閣諸大臣は何れも同等にして其間に甲乙あるに非ず。只實際の必要より起りて一種の憲法的習慣となれるに過ぎざるなり。

以上總理大臣の地位の變遷を略説したるを以て、進みて其王室と同僚とに對する關係を説かん。首相は元來其同僚を選任し且つ辭任せしむるの權力あれども、實際に於ては此權力に多小の制限あり。抑も總選舉の結果國民が或る一個人の他人に超越して政權を握るを望み、隨て此一人に隨從すべき多數議員の當選したるときは、首相たるべき者は表面上君主の掌中に在る處の權力は自由に之を使用するを得べく、隨て其黨派に屬する重なる人々も、勢ひ首相の命を奉ずることゝなりて、閣議に際して首相の述ぶる意見は能く他を屈服せしむるに足るべく、假令之に服せずして辭職する者あるも、内閣は大なる影響を蒙るの恐れなし。然れども若し國民の代表者たる多數の議員にして其黨派の二三首領の中何人が牛耳を探るも敢て異議を挾まざるが如き場合に於ては乃ち大臣の選任に就き君主の意思行はるゝの間隙あるべく、隨て斯る時に於て首相の地位に立つ者は皆に同僚を支配するのみならず、或は却て其意を迎へざるべからざる場合往々にして之れなきに非ず。茲に於てか知るべし、首相が能く其の勢力を保持し、自己の旨に違へる同僚を辭職せしむるを得べきの時は、首相たる者が君主に對して、彼れ去らざれば我

れ去るべしと言ふを得るの時に外ならざるを。換言すれば總理大臣の權力の多少は、主府は其人なくして能く持續するを得るや否やの問題に因りて決せらるゝものと云はざるべからざるなり。

是に由て之を觀るときは總理大臣なるものは君主と其同僚とに對し格段なる關係を有するものなるも、然かも其特別の地位に立つ所以の者は専ら其人の技倆と精勵とに因るものなるや明かなりと云ふべし。今二三の實例を掲げて總理大臣と其同僚との權力上の關係を示さん。

(一) 閣員は總理大臣及び同僚の政略と自己の意見と合はざる爲に其職を辭することあり。例へば一千八百八十二年ジョン・ブライトがクラッドストーンの內閣より退きたるが如き是れなり。政府は之が爲に毫も其勢力を損せざるなり。

(二) 閣員は首相の意見に従はず、自己の意見を枉げざる爲に其意に反して辭職せしめらるゝことあり。例へば一千八百五十一年當時の首相ラッセル卿は外務大臣バルモーストン卿と意見合はざるが爲に內閣に立つ

能はざるを女王に奏上し、バルマー・ストーン卿は旨を諭されて辭職せり。然れども内閣は其影響を受けて終に顛覆したり。

- (三) 辭職したる閣員其同僚と黨派とに對して重要なる關係を有し居たる爲、首相は其助を假るに非んば到底政府を維持することの得べからざるを觀じ、爲に内閣總辭職となる場合あり。例へば一千八百三十四年に於けるアルソープ卿の辭職の如し。主稅尙書にして下院の首領たりし卿が辭任したるより、グレイ卿及び其内閣は終に其地位を保つ能はずして辭職せり。

總理大臣の地位(事實上の)は内閣全躰と君主との間に立つものにして、内閣の意見は總理大臣を経て多く奏上せらる。他の閣員も亦君主の信任を有せる朝臣なるを以て、其擔任せる政務に關しては首相の手を経ずして直接に君主に奏上することを得るなり。然れども豫め首相と協議し若くは内閣全躰と協議したる事の外の主要の事件に就きて濫りに奏上するか如きことなし。蓋し總理大臣は政府全躰を監督するの責任を有せるを以て閣員担任の政務に就ても協議に與るの權利あり

ればなり。然れども總理大臣は其同僚の特に擔任する政務に就きて擔任者に先ちて報告を受くるが如きことをなさざるのみならず、如何なる場合と雖も、擔任者に先ちて事件に耳を傾くるが如きことあるべからず。左れば嘗てメルボルン卿は澳太利政府より總理大臣たる卿に宛てたる公文書を返還し、外務大臣バルマー・ストーン卿に宛つべき旨を告げて曰く『英國の政躰は總て外國よりの通信は外務大臣の外之を受取ることと許さざるを以て余は之を受くること能はず』と。夫れ斯の如く假令首相と雖も其同僚の擔任事務に干渉すること能はず、只之が監督を爲すに過ぎざるを以て、若し其他の閣員にして自己の擔任以外に容喙するが如きは極めて禁ずべき所爲と云はざるべからず。メルボルン卿が首相若くは担任者たる内務尙書に計ることなくして愛爾蘭事務局の政務に干渉したるの故を以て大法官ブラハム卿を退職せしめたる事實の如きは即ち之れが適例と云ふべし。以上述ぶるが如く首相は其同僚の擔任すべき事務に關し容喙するか如きことなしと雖も、若し擔任者にして不注意若くは怠慢等の爲に失策を爲すことあるときは、勉めて之を彌縫するは習慣上其職分なるが如し。例へばグレイ卿がウィリアム

四世のダルハム卿に對する待遇の冷淡なるを憂ひ、ダルハム卿に對する待遇を他の在朝臣僚に對すると同一にせられんことを上奏し、君臣の關係を圓滑ならしめんと勉めたるが如きこれなり。

次に内閣全躰と君主との關係に就て説明せん。抑も内閣員は君主の充分なる信任を得ざるべからず。而して所謂君主の信任とは、(一)主君は國事に關し内閣以外の人の意見を聽き若くは採用し、閣員は之に與からざるが如きことあるべからず、(二)内閣員の意見に因らずして國事に關する主君の意見を公示すべからず、(三)君主は政略の決定と實行とに關し閣員の意見を採用するのみならず、官吏の任免等に就ても亦閣員の意見を容れざるべからず。以上は即ち君主が内閣員を信任せる所以の條件に外ならず。今順次之れが實例を擧げん。

第一の場合に關する一例としてグレイ卿内閣の一事件を示さん。グレイ卿内閣の當時彼の議院改革案議會の討議に上り、人心動搖したるときに當り、ウエルリントン公は政社取締のことに關し君主に建言したることあり。而して君主は之れに對して返答を與へたるに首相グレイ卿は忽ち君主に向て故障を申出たり。其

言に曰く『陛下がウエルリントンと書信の往復を爲せるは假令閣員不信任の意を表はさざるまでも、明に憲法の習慣に違背せるものと云はざるべからず』と。又曰く『若し陛下にして其の信任せらるゝ在朝の臣僚以外に意見を示さるゝが如きことあらば、爲に生ずるの不便幾許なるを知らず』云々と。此に於て君主は今後は只書簡受納のことに返答するのみにて内閣以外には決して意見を示さるべき旨を答へて漸く其局を結ぶを得たり。

第二の場合に關する實例はメルボルン内閣の時に於ける一事件に就て知るを得べし。當時ウイリアム四世はサー、シー、グレイがカナダ殖民地委員會の委員となり樞密院議官となるに當りて、時の殖民尙書がカナダ殖民地のことに關し抱ける意見を批難したり。内閣は之を聞き、君主の此行爲は閣員をして意見を奉らしむるを妨ぐるの結果を生ずるものとなし、奏上して曰く『陛下の信任せらるゝ閣員の義務は其思ふ處を自由に陳述して輔弼の任を全ふするにあり。然るに陛下にして他人に對して閣員の意見を批評せらるゝか如きことありては、閣員たるもの到底其職を盡すこと難し』云々と。

第三の實例は一千八百三十二年議院改革案通過の歴史に就て見るを得べし。當時クレイ卿は君主がロンドンに開かれたる宴會に臨まざりし爲め内閣の位置を弱めたりと云へりと雖、重大の事に關しては君主は始終閣員を助けて改革案通過の便を計れり。乃ち君主は議會解散の特権を用るを許せしのみならず、宮中に奉仕する者にして改革案に反對せし者は漸次に其職を辭せしめ、僧正及次其他の貴族院議員にして賛否決せざる者に關しては勸誘の勞を探り、貴族院議員を増加して暗に議院通過の便を計り、或は祕密に保守黨貴族に親簡を與へて其反對を制止する等皆ウィリアム四世が閣員を助くる爲に爲せし行爲にして之を信任するの證據は明瞭に表はれたり。又チャールズ三世以後政務官にして内閣と意見を同ふせざるもの、免職を要求するは常に内閣の採れる處の方針にして、之を許すは即ち君主が内閣を信任するの證據として認められたり。但し陸海軍の將校は政治上に關係なきを以て、一千七百六十四年コンウエツト將軍免職以後嘗て其抱く處の政治意見の爲に職を失へることなし。又事務官吏は議員たることを得ざると同時に政治上の變動あるも爲に其地位を失ふことなし。而して宮中に奉仕する官吏

に至ては一定の慣例は之れなしと雖も國會に座席を有する宮中の重職は、内閣更迭の場合に於て共に更迭するものと定まれるが如し。又後宮に奉仕する女官の如きも、一千八百三十九年ロバート、ピールの時に於ける寢室問題當時メルボルンを以て内閣を組織するに際し、宮中の女官概ね皆なメルボルン内閣員の親戚なるを以てピールは反對黨の親戚をして女王の傍に在らしめんに、は永く其他位を保つべからざるを悟り、女王殿室の女官に至るまで多少の更迭を見るに非れば内閣組織の命に隨ふ能はずと上奏したるに、是より以來今日に於ては或る女官は内閣と共に更迭し、或る者には依然其職に在るが如し。例へば衣服係りの女官は内閣と共に更迭することあるも常に女王に扈從する者即ちレディース、イン、ウエイティンダスの輩は内閣の更迭に關係することなし。

以上は内閣が君主より受くる所の待遇に外ならず。而して君主は亦内閣より相當の待遇を受くるの權利あると勿論なり。左れば内閣員は其立法に關するものと行政に關するものを問はず、方般の政務は豫め君主に奏上して其裁可を請ふに非んば之を舉行すること能はざるものとす。今此事に關する一二の實例を示さん。

一千八百一一年少ピット宰相たりしとき、羅馬舊教徒の議員たるを得ざる禁令を解かんとするの計畫を豫め君主に奏上することを爲さず、其計畫熟するを俟て始めて之れを告げたるの故を以て君主の信任を失ひ終に其職を辭したることあり。又ウィリアム四世の朝に於て死刑を廢するの議案を王の許可を経ずして議會に提出したりと云ふの廉を以て當局大臣を詰責したるに大臣は此議案たる政府より提出したるに非ずして、一議員の之を提出したるを下院の首領たるアブナー卿が一議員の資格を以て賛成したるに過ぎずと辯疏し以て詰責を免るゝことを得たり。又一千八百五十一年に於てバルマーレストン卿が君主の許可を経ずして外國駐在の公使に訓を發したるが爲め其職を免ぜられたるが如き、亦以て政務の決行に關し君主が如何に權力を有するやを示すに足らん。而して内閣員は行政上の問題を君主に奏上するの義務あるのみならず、兩院の首領は議會開會中毎日議院に於ける議事の經過を君主に報告せざるべからざるの義務あり。余は以上君主と内閣との關係に就きて説明を下せり。而して今や内閣と國會との關係を少しく説明して以て此章を終らん。抑も内閣なるものは國會に於て多

數を占むる處の政黨を代表し、内閣總理大臣は即ち其黨派の總理たることを彙に述べたるが如し。而して君主が總理大臣をして内閣を組織せしむるは其黨派の首領たるが故なるを以て隨て總理大臣の手を経て内閣が君主に奉る處の意見は即ち下院多數の意見なるや明なり。否假令多數の意見ならずとするも、多數が賛成すべき意見なるや疑を容るべからず。然らずんば内閣は到底其地位を保つこと能はざるなり。抑も内閣の組織に關する憲法の此の大主義はウォルヂ一世の時以來理論に於ては認められたりと雖も、容易に是を實際に見る能はざりき。蓋し此主義をして實際に行はれしめんには各選舉區の人民常に政治に熱心して毫も腐敗するが如きことなく、議員も亦眞實に其選舉區を代表し、且つ黨派の區別極めて明瞭ならざるべからず。然るに前世紀の頃に在りては選舉區民は政治に不熱心にして加ふるに選舉法改正せられざる爲め貴族若くは大地主等選舉の上で大勢力を有せり。左れば當時の下院は正當に輿論を代表せる者に非りしを以て狡猾なる大臣は賄賂若くは其他の手段に依りて能く議員の多數を制することを得たりしなり。加之君主にしてウォルヂ三世の如く親政に熱心なるときは國民の

不熱心と政治家の無節操とに乗じて種々の策略を施し輿論の如何を問はず己れの欲する者を擧げて大臣たらしめ以て政を擅にするを得たりしなり。然るに一千八百六十七年以後に至りて人民漸く政治上の利害を感ずるに至り、内閣更迭の如きも議院に於ける多數少數のみに依らずして選舉區の判決如何に依るの傾を生ずるに至れり。乃ち選舉法は改正せられ政權の分配宜しきを得るに従ひ、内閣の存否を定むるの權力は君主より下院に移り、下院より國民に移るに至れり。然れども當時の内閣更迭は多く行政上の問題にのみ因りたりしや疑を容るべからず。即ち當時は立法若くは財政の問題に關して内閣の更迭を見るが如きと曾てなく内閣は只行政上の責任をのみ負ふものゝ如く見做されたりしなり。然るに輒近五十年の中に國民愈々痛切に政治上の利害を感ずるに至り、加之數度の選舉法改正は遂に下院をして眞實に輿論を代表するの場所たらしめ、其結果内閣をして行政上の責任のみならず立法上の責をも亦負はしむることゝなれり。乃ち内閣は國會の開期毎に必ず立法上の手柄を顯はさるべからず、然らざれば忽ち人望を失ふに至るべし。又國民の政治上の利害を感ずること痛切なるに至れり。

るが爲黨派の區別彌々明瞭となり、選舉民の議員を選出するに當りては必ず自己の黨派に屬するものを選ぶを以て、總選舉の結果は明に下院の多數が主要問題に關して投票すべき方針を示し、隨て内閣は其去就を決するに躊躇するの要なきに至りぬ。

以上述ぶるが如くなるを以て内閣大臣は既往に比して議會の多數に依頼すること一層多きに至り、且つ國會に於ける其職責亦一層重きを加へり。乃ち現時に於ては政費の要求は必ず内閣大臣より爲さる可らざるのみならず、彼等は亦重要な立法案を提出するの義務を有し、且つ國會をして最少の時間に最多の職務を盡さしむるが爲め事務の順序を定むるか如きも亦一に内閣大臣の責任に屬す。左れば上下院の中上院に於ては其の事務比較的に多からず、隨つて其の首領の職務必らずしも繁劇ならずと雖ども下院の首領に至りては其の掌る處管に立法に關する國民の要求を満足せしむべきのみならず、反對黨の議員が質問又は批難等を以て常に内閣を苦しめんとするに應戰する等實に繁劇を極むるものと云ふべし。

第三章 行政各部

二二二

余は前章に於て英國内閣の發達、性質、組織、職掌、責任及び内閣と君主并に國會等の關係を説けり。抑も英國の内閣は此國政體の最要素なるを以て其必要なるや固より論を俟たず。然れども英國の行政部は即ち其内閣なりと思惟すべからず。内閣其自身は決して英國の行政部を形造れるものに非るなり。吾人は英國の内閣が能く諸般の政略を畫策し且つ之れが實施を決定し加之内閣を形造る者は即ち行政諸省の長官なるを以て、恣に之れを行政部と呼ぶと雖も、其實樞密院中より選拔せる委員會に過ぎざるを以て之を樞密院と同一視して行政部と稱すべからず。然れども英國の内閣は百般行政の原動力として頗る重要な地位を占むるものなるや明なり。例へば内閣は外國と戰端を開くべき旨を君主に奏上し、外務大臣は君主の名を以て敵國駐在の公使を召還すべく君主は乃ち敵國に對して宣戰を布告すべし。而して内閣は陸海軍の軍隊若干を派遣すべき旨を決定し、海軍一等總裁及び陸軍尙書は乃ち必要なる命令を軍隊に向て發すべし。又内閣は國會を解散すべき旨を決定し之を君主に奏上すべく、君主は乃ち國會解散の令を下

し更に總選舉を命ずべし。夫れ斯の如く英國の内閣は百般行政の原動力となれるを以て内閣の決定及び其君主に與へたる助言は即ち行政各部の行爲となつて活動するものとす。請ふ吾人は之より進んで行政各部の由來組織及び其職掌等を研究せん。

英國の行政部は便宜上之を二種に分ちて説明せん。乃ち一は外善く一國の軀面を保持し、内善く國內の安寧秩序を維持するの必要欠くべからざるものに屬し、他は必要と云ふに非るも社會の幸福を増進する上に於て便宜となるべきものに屬す。前者は行政上最も重要な義務を代表するものにして、後者は社會の幸福を増進せんには斯く爲さるべからずてふ希望を代表するものに外ならず。而して前者に屬すべきものは。

樞密院

樞密院議長

大法官

玉璽尙書

國務諸尙書
 海軍省委員會
 大藏省委員會及び主稅尙書
 驛遞總監
 等にして、後者に屬すべきものは、

- 商務局
- 地方政務局
- 農務局
- 工務局
- 文部省委員會

等とす。其他の諸官衙に至ては劃然之を分類するに困難なり。彼の蘇格蘭事務局の如き其蘇格蘭の事務に關する限りは前者に屬すべきものとす。又愛爾蘭事務局の如きは理論上より云ふときは蘇格蘭事務局と共に内務省の管理の下に屬すべきものなりと雖も事實上蘇格蘭事務局に比すれば重大なる權力を有するも

のとす。又ランカストル公領總裁の如きも司法及び行政に關して名義上の職務を有せり。其他各司法官の如き理論より云ふときは君主の議會即ち樞密院を論ずるの章に於て説明すべきものに屬すと雖も、便宜上別に之を説明すべし

第一節 行政職 (The Executive Offices)
 第一款 樞密院 (The Privy Council)

既に前章に於て説明したる如く樞密院は古來英國行政部の中央機關たりしなり。左れば現時内閣の權力順に發達して、英國の政治制度に於ける最高樞要の政治機關となり、其勢力樞密院を凌駕するに至りたりと雖も、樞密院は決して之か爲に消滅に歸したるに非ず。理論上より論ずるときは樞密院は依然古來の權力を保有し、君主に對する唯一の顧問院に外ならず。故に彼の樞密院令若くは勅令等の如き君主の形式上の行爲は總て此院に依らざるべからず。加之憲法上より之を見るときは内閣員も亦其權力を有する所以の者は其樞密院議官たるが故に外ならざるなり。即ち内閣員は樞密院議官たるの資格を以てするに非んば君主輔弼の大任に當ること能はざるなり。

然れども實際に於ては一千六百八十八年以來中央政府としての樞密院の權力は著しく減少し、現時に於ては只君主の命令を施行し僅少なる行政上の權利を有し、又狹隘なる範圍内に於ける司法權を有するに過ぎず。今や余輩は行政府の一部として此院の地位及び職業等を少しく研究せん。其司法に關する權利は之を後章に於て説かん。

樞密院は古來行政府の一部として其議官の中より選舉したる委員の手を以て諸種の行政事務を行へり。彼の商務局の如きも、今は全く獨立の行政官衙となれり。雖も實際は樞密院の派出所にして、其始めは商務委員と云へる名義を以て任命せられたる該院委員の手に於て其事務を掌りたりしなり。又樞密院は一千八百五十八年に發布せられたる公衆衛生規則に因り地方廳の衛生事務を監督することとなり、衛生局と稱する該院支部の手を以て一千八百七十一年に至るまで其事務を掌りたりしも、近年此事務を地方政務局と稱する新官衙に移すこととなり。左れば現時に於て樞密院の掌れる行政事務は左の二種に屬す。

(一) 家畜傳染病の豫防に關する事務

(二) 全國の教育に關する事務

右二種の事務の中後者は最も緊要なるものにして他國に於ては即ち文部省の掌る所なり。されど斯は後段文部省委員會の表題の下に於て巨細に之を説明すべし。要するに茲には樞密院が屢、君主の命令を施行するの媒介となれることを知らるれば乃ち可なり。

第二款 大法官 (Lord Chancellor)

大法官は英國に於ける最も古き官職の一にして、サクソン時代に於てジュスチナルと稱する高官と共に君主の左右に在りて政務に參與したるなり。現今に於ても内閣に於ける大法官の地位は極めて高く、必ずしも總理大臣の下に在らずしで別に客座を占めたるか如し。大法官の職掌は司法、行政、立法の三部に亘るものと云ふべし。乃ち司法部に在ては英國に於ける裁判官の最高長官にして諸裁判官を任免するの權を有す。行政部に在ては内閣の一員として政務に參與するのみならず、大璽の保管役として頗る重要な地位を占む。又立法部に在ては大法官は實に貴族院議長たり。左れば此官に任ぜらるゝ者は大概英國に於ける第一流

の法律家にして、法律家は此官に上るを以て無上の榮譽となす。大法官が司法上如何なる職權を有するか、如何なる責任を帯ぶるか等の問題は司法制度を説明するに方りて述ふるを順序とするが故に暫く後章に譲らん。又其貴族院議長の地位に於ける權力責任等は立法部の範圍内に屬せり。左れば茲には大法官なる官職は樞密院の議官にして且つ内閣に列席して政務に與るのみならず、大英聯合王國の大璽を保管するものにして頗る樞要の地位に在るものなることを記應せば乃ち可なり。

第三款 内璽官 (Lord Privy Seal)

内璽官は内璽局を總括するものにして内閣員を以て之に任ず。然れども内璽官の主る處の職務は決して繁激ならず。寧ろ熟練の政治家にして老衰又は多病の爲激務に堪へざるか又は他の事情に因りて事に當る能はざる者を以て之に任じ以て政務に參與せしむるものとす。内璽官の職たるや一週兩三回公書類に内璽を鈐するに過ぎざるを以て、今日に於ては嘗に儀式に過ぎざるに至れりと雖も、其歴史を繙ねれば亦頗る趣味を存す。抑も往昔大臣責任の事未だ確定せず國家の

權力極めて微弱にして君主の權力強大なるに當てや、唯だ國璽に依て君主の權力を制限するの外他に手段なかりしなり。國璽に二種あり一を大璽(グレート・シール)と云ひ、一を内璽(プリヴァー・シール)と云ふ。樞密院は古來君主より出でたる命令を認定し、大法官の手を経て大璽を鈐して之を確實ならしめ、又は君主の意に背きて大璽を鈐することを拒むことあり。之れ素より大法官の特權にして君主と雖も、決して之を強ゆる能はず、故に能く君主の專横を制することを得たりしなり。然るに君主は此不便を避くるが爲別に内璽を製して之を掌中に置き、假令大璽を鈐せざるも内璽を鈐したる命令は有効なりと主張せり。然れども國會は常に君主の要求に抵抗し遂に内璽をも亦獨立の職司の手に移すに至るや、法律家は主張して曰く「大璽は千載不動の法律に非れば之を鈐すべからず、反之變動不定の命令は之に内璽を鈐して其形式を保つべし」と。此説たる最初は君主に依て争はれたりと雖も遂に亦之を容るゝに至れり。乃ち爾來官吏の任命勳章授與、特赦發明の特許及び赦免等に關する君主の命令は凡て大璽を鈐したる公書に依ることとなり、而して大璽の押捺を大法官に命ずるに當ては先づ内璽を鈐したる令狀を以て

することなれり。

内務官の主る處は斯の如く儀式的任務に過ぎざるを以て屢、他の行政事務を兼ねることあり。例へば外國へ特命大使を派遣するときの如きは往々内務官を以て之に任ずることあり。又時としては驛遞總官の如き職をも兼任することあり。

第四款 國務尙書 (The Secretary of State)

英國の制度、女王陛下の國務尙書と稱する者其數五人あり。内務尙書、外務尙書、陸軍尙書、殖民尙書、印度事務尙書即ち是れなり。今其沿革及び職掌等に就きて説明を加へん。

國務尙書が緊要なる官職となれるはチャールズ二世の時彼のクラレンドン公が盛に其抱負を畫策せる頃なり。然れども其進んで現時の如き状態を保つに至りたる所以のものは決して一朝一夕に非ず。ヘンリー三世の朝に至るまではキングス、クラーク即ち王の書記と稱せられ其勢力亦極めて微弱にして其數も亦一人に過ぎざりしなり。ヘンリー三世即位三十七年之を廢して更にキングス、セクレタリー即ち王の尙書なる者を置き、ジョン、モーンセルを以て是に任ぜり。モーン

セルは當時頗る君主の寵遇を得たりと雖も、其寵遇は獨り渠の一身に止るものにして若し後日樞密院議官に任ぜらるゝに非りせば君主の輔弼として責任ある働を爲すと能はざりしならん。其後一千五百三十九年ヘンリー八世の朝に至りキングス、セクレタリーの數を増して二人となし、且つ常に樞密院議官を以て之に任ずることせり。而して此二尙書は各印璽を保維し、君主の玉璽を請ふに先ちて公文書に之を鈐せり。其後エリザベスの朝に至るまでキングス、セクレタリーの數は屢、變更せり。例へばエドワード六世即位の頃に於ては其數三人に増加したるも其後減じて一人となりしことあり。又キングス、セクレタリーの數二人以上なりし時に於て、總て之を樞密院議官に任じたるや否や得て詳ならず。ヘンリー八世の如きは一人を以て樞密院に列せしめ他の一人を己れに扈從せしめたるが如し。キングス、セクレタリーは樞密院議官としては勿論他の議官と共に相當の責任を負ふべしと雖も他の場合に於ては只君主の臣僕に過ぎず。君主隸屬以外に義務を有する國務尙書即ちプリンシパル、セクレタリー、オヴ、ステートを見るに至りたるは實にエリザベスの朝にあり。當時此職に在て威權を振ひたる者

をサー、ロバートセシルとなす。然れども國務尙書の權力漸く増進し、現時の如く責任ある地位に達したるは、一千六百八十八年の革命以後樞密院の權力内閣に移りたる後にあり。此時に於て國務尙書の數は二人なりしが、一千七百八十年に至り英國及び蘇國合併したるに際し、蘇國の事務を執行せしめんが爲、別に一人を増したるも後日之を廢し、變轉の結果前述の如く五人となれり。

夫れ斯の如く五人の國務尙書各部の事務を負擔すと雖も、是れ畢竟行政上の便宜に基ける區別に過ぎず。憲法上より云ふときは唯だ一人の國務尙書あるのみにして各省に尙書を置くは憲法の認めざる處なり。左れば五人の國務尙書は皆同等の地位と權力とを有し。一心同軌となつて君主を輔弼す。故に君主の命令には必ず五國務尙書の副署を要す。往昔國務尙書は其宮廷に伺候したる者にして、現時と雖も女王陛下巡幸の時に於ては國務尙書一人必ず之に扈從し、一人は留つて倫敦に在るの規定なり。國務大臣は又内閣に座席を有し、樞密院の議員に任じ且つ上院若くは下院の議員なり。外務尙書、殖民尙書、及び印度事務尙書は上院議員たることあり又下院議員たることありと雖も、陸軍尙書の如きは下院議員を以

て任じ、内務尙書も亦五十年來同一の慣例をなせり。

以上國務尙書の沿革及び其憲法上の任務を説明せり。今や進んで其各所に負擔せる行政事務に就きて攻究する處あらん。

其一 内務尙書

内務尙書の職掌は最も肝要にして最も繁雜なり。内務省は英國中央政府の各官衙中最も古きと最も肝要なるに於て大藏省に次げり。内務尙書の一身に於て掌るべき職務は即ち左の如し。

- (一) 公安保護長官
- (二) 治安裁判官の監督
- (三) 監獄其他刑法執行に關する事務の監督
- (四) 君主の特權の一なる赦免の特權を實行するに就て君主の顧問となること
- (五) 勞働社會に關する諸法令の監督及び危險なる業に従事する者の保護に關する事務

(六) 其他類別し難き雜務の監督

内務尙書が公安保護長官として有せる權力は極めて重大なり。内務尙書は全國の公安を保護し、國民の生命財産を保護するの責任を有するが故に全國文武の諸官衙の上に非常の權力を有するものとす。内務尙書は高等法院即ちコート、オヴ、クイーンズ、ベッチの判決に因りては自ら逮捕狀を發して人民を禁錮することを得べし。往昔内務尙書は常備軍或は民兵等の運動に干渉したりと雖も、陸軍大臣を置くに及んで其權力全く之れに移れり。現時に於ても若し國內一揆暴動の峰起することありて急に之を鎮定せざるべからざるときは内務尙書は鎮臺士官に命じて地方官と協同し其鎮壓に従事せしむるの權を有す。

以上の如き警察に關する内務尙書の權力は畢竟習慣より出でたるものなり。然れども法律上に於ても亦倫敦近傍の警察官及びカウンティ(郡)ミニシバル、ポロ(市)等の警察官を指揮するの權を有す。罪人引渡條約を締結せる邦國の罪人又は殖民地の罪人内國に來るときは逮捕狀を出して之を捕縛するの權も亦内務尙書に屬す。

内務尙書は又法律上地方官に對して無限の權を有すと雖も、其實漫りに之に干渉するに非ず。只治安裁判官の裁判不當なると明瞭にして之を放任し難き場合に於て之をして其宣告を更めしめ、刑罰を輕減せしむることあり。而して其干渉を試むるや勉めて高等法院の判決例に従ふを常とせり。又假令治安裁判官と意見を異にしたりとするも其裁判の不當なる明瞭なるに非んば敢て之に干渉するが如きことなきなり。

内務尙書が君主赦免の特權を實行するに當り其顧問とするとは其職務中最も困難なる最も心を痛ましむべき事件なり。蓋し内務大臣は其罪の確定したる罪人を君主の慈悲を以て赦免するときに當りては先づ法理に明なる法官と商議し、然る後に意見を奉るを例とす。但し其商議を爲すに當り法官より提出せる意見を採用すると否とは固より内務尙書の權内にある者とす。左れば之に關する法律上の責任は獨り内務尙書に歸し、法官は只德義上の責を負ふに過ぎざるのみ。又此事に關しては内閣員も其責を連帶せず。故に國會若し不賛成を唱へば其責を負ふて辭職すべきは獨り内務尙書のみにして内閣全體之と進退を共にするが

如きとなし。然り而して此職務の殊に困難なる所以は内務尙書の爲す處罪人の爲に刑罰輕の減を訴ふる理由を考究するの尋常の場合に止らず、更に全軀の手續を一新する場合あるが故なり。他語以て之を云へば内務尙書は罪人の罪科を商量し若し減刑すべしとすれば如何程の減刑を許すべきやを討究せざるべからず。内務尙書は更に時としては其罪人果して罪あるや否や及び單に赦罪の件に止らず罪人權利上より無罪に相當なるものに非るや否やを考究せざるべからず。左れば法廷にして有罪と認めたるものも、内務尙書は之を無罪なりと斷すること亦少なからず。例へば罪人有罪の判決を受けたる後其無罪の證據出でたる場合の如き是れなり。蓋し英國の刑法は事實の上告を許さざるが故に、上の如き場合に於ては内務尙書意見を君主に上り、其特權を以て罪人を宥免せんことを請はざるべからず。蓋し此事たる赦すべき罪なき人を赦すの方法なれば極めて正當なる方法なりとは云ふべからず。故に之れが任に當る内務尙書は丁寧慎重以て其職を盡さざるべからず。困難なりと云ふべし。

内務尙書の職掌中類別し難き雜務とは、製造業に關する條例、石炭礦の監督に關する條例、礦夫の勞力に關する條例、解剖術に關する條例等を施行し、瘋癲者を保護し癲狂院の改良を計る等の職務をいふ。

内務尙書は此他社會の公益、臣民の義務等に關する種々の條例を執行するの權あり。近來に至るまで内務尙書は戶籍局長レジスター・ゼネラルの編製せる出生、死亡、結婚等の戶籍調査規則を點檢するの事務を執りしと雖も、今や移て他省の職となれり。然れども外國人の戶籍及び其歸化に關する事務等は今尙ほ内務尙書に屬す。

内務尙書の下に次官一名ありて能く内務尙書を補佐し、立法部の辯難、攻撃に當りて其長官をして職務を盡さしむるものとす。

其二 外務尙書

外務の事は古來君主の特權中最も緊要なるものゝ一に屬し、歴代の君主は最も力を之に致せり。加之英國の人民は其未だ進歩せざる時に於ては之を君主に委託して更に干涉を試みざりき。左ればエドワード三世即位二十一年英佛戰端を開くるときに際し、庶民は王の懇望ありしにも拘らず外務の事情に通ぜざるの故を以て其協贊を辭せり。是れ蓋し彼等の本心より出でたるには非るべきも、亦以

て當時國民が外務に熱中せざりし一證となすに足らん。夫の一千六百八十八年の革命以來立憲の制度確立し責任内閣の主義定まれりと雖も、獨り外務に關する事務は之を君主の專權に委ねて省みざりし。蓋し斯の如き憲法上の原則に違背せるか如き事實は必ずしも國民の厭ふ所とならず、却て之を望むが如き證據あり。マコローレ卿嘗て曰く、

『國王陛下は單に統べ給へるのみにして決して治め給はず (Merely reign and not
 var. govern)』と云ふものあれども必ずしも然らず。十七世紀の頃に當てホイッ
 ク、トリー、兩黨皆舉て主張して曰く、國王の實務に執掌するは其權利にして
 且つ義務なりと。チャールズ二世の時に當て兩黨皆國王が自ら大宰相たら
 ざること非難し、ジェームズ二世の時國王が自ら海軍の事務に當れること
 を賞賛せり。其後ウィリアム王が自ら外務の任に當れるも皆道理なりとし
 て之を稱揚せり』云々と

左ればウィリアム三世の如き自ら外務尙書の職を務めて大に外交の伎倆を振ひ
 國民も亦之に委任して怪まざりしなり。然れどもハノバル王統の朝に在り外務

に關する君主の特權漸く減じ、十六世紀の中頃に至り二人の國務卿を置き、之に内
 務及び外務に關する權力を併有せしめたり。斯の如く此二人の國務卿は協方以
 て其任に當りたりと雖も、便利上外交に關する事務を地理上より南部及び北部に
 分ちて之を分擔せり。北部とは丁抹、フランス、獨乙帝國、獨乙聯邦諸國、和蘭、波
 蘭、サクソニー、普魯西、露西亞、瑞典其他バルチック海近傍の諸國を云ひ南部とは佛
 蘭西、葡萄牙、瑞西、西班牙、伊太利、土耳其及び未開の諸國を云ふ。此區別は一千七百
 八十二年に至るまで存在せしが同年に至り始めて内務、外務の區別をなし各專任
 の國務尙書を置きて其事務を掌らしめたり。

外務尙書の事務は内務尙書の如く煩雜ならずと雖も、其主る事務は極めて重要に
 して、聰明、鋭智、沈重、明達之士にあらざるよりは能く之に當る能はず。外務尙書は
 外國との交渉に關して君主の輔弼となり、能く國際條約を運用して諸般の政略を
 施行するの重大なる任務を有す。蓋し外務尙書にして其措置を誤ることあらん
 か、其影響の及ぶ處皆に英國に止らずして歐洲全局の政略に大變動を及ぼすべ
 きなり。而して外務に關する大主義を定むるは内閣全體に於て其責任を負ふと雖

も之れが實行は一に外務尙書の專任する所なり。左れば外務尙書にして所置を誤るときは爲に内閣全軀を轉覆せしむること往々之れあるなり。要之外務尙書の職務は即ち左の如し。

- (一) 外國に在留する英國人を保護し、英人にして外國人の爲に損害を蒙るときは之が要償を外國に求むること
- (二) 外國より英國に派遣されたる外國政府の代理人を國王に謁見せしめ、其云ふ所を聽き之を決斷し且つ其の特權を保護すること
- (三) 英國政府より發したる布告にして外國に關するものは之を外國政府に報告すること、且つ全權大使、公使或は辨理公使等の手を経て外國との交誼を親密にすること
- (四) 全權大使、公使、辨理公使等を選びて外國に派遣すること、但し非常の場合に於ては内閣の決議を以て之を選任す
- (五) 自由に旅行する能はざる外國に行かんとする英國人に旅行券を與ふること

外務省の事務は他省の如く屬僚に委任し置くべきもの極めて少なし。蓋し外務に關することは尙書の認可を経ずして決定するは安全の途に非ればなり。外務尙書より外國駐劄の公使に緊要なる事件を訓令するときは先づ其の草稿を大宰相に出だし而して後君主の閱覽を乞はざるべからず。一千八百五十二年バルマ・トントン卿は此手續を履まざるの廉を以て其職を免ぜられたり。

然れどもこは只外務尙書と君主との間の關係のみに止れり。外務尙書の國會に對する責任及び國會の外務の政略に對する監督は即ち定時に於て外國派遣の公使と外務省との間の通信書類を(或は國會の要求に因り或は其要求なきも)國會に提出せしめ之を檢閲するにあり。乃ち國會は此通信書類を得て或は其政略に賛成し或は抵抗す。若し國會にして之に抵抗するときは其事の大小により外務大臣一人辭職することあるべく或は内閣全軀の辭職を惹起することあるべし。國會は斯の如き方法を以て其監督の目的を達す。然れども國會の外務政略を監督するは他の政務を監督するが如く周密なる能はず、抑も又周密なる能はざるの理由ありて然るなり。第一に外務尙書は外務の事件は秘密を要するが故に其詳

細を曝露するは國家の爲不利益なりとの理由を以て外國との交渉其局を結ばざる間は國會の質問に應ぜざることを得。故に國會は假令國家の爲不利益なる政策なりと認むるも材料を得るに由なきを以て勢ひ抗論を試むる能はず。只事漸く終るの後に於て其政策を賛成し或は批難するに止るのみ。

第二に外務尙書は外交に關する事件を豫め國會に知らしめざるのみならず、事局を結ぶの後も雖も、之を國會に報告せざることもあり。蓋し斯の如き措置に出づるは憲法上の習慣に違反したる行爲なりと雖も、最も秘密を要する事件に就きては止むを得ざるの場合あるを以て國會も亦強て其特權を以て外務尙書に迫らざるなり。蓋し大臣責任の原則に従ふときは固より許すべからざるの事たるや論なしと雖も、然れども憲法上の原則も其重大なる範圍を侵害せられざる限りは實際の便宜に従ふこと亦誠に已を得ざるなり。要之外務尙書が秘密に外國との關係を處理するは即ち大臣責任の原則の寛大なる例外と見做すを得べし。然れども若し外務尙書にして秘密にするを要せざる事件を秘密にし以て責任を免れんとするか如きあらは是れ手段の爲に目的を誤るものにして決して許すべきの行爲

に非ず。大臣責任の原則は畢竟國民の利益を計るの目的に出でたるに外ならず。而して國民の利益より見るときは政府を以て外交上諸外國の政府と競争し得るの地位に置かざる可らず。故に暫く憲法上の特權を曲げて此例外を設けたるに外ならず。一國外務の樞機を左右する者須く此意を體せざる可らざるなり。外務尙書の職に任ずる者は近年、多く上院の議員を以てす。蓋し外國と儀式上の交際を爲すに當りて大に便利なるが爲なり。斯の如く外務尙書は下院に對して自ら責に當る能はざるを以て別に國會責任の政務次官を置き下院議員をして其職に就かしめ、下院に出席して外務に關する政務を説明し辯護せしむ。此他別に庶務に任ずる次官一名ありて其權力頗る大なり。但し之を置く所以のものは突然内閣の更迭ありし場合に於て省務の遲滯を避けんが爲なり。

其三 殖民尙書

殖民尙書は殖民省を主宰す。英國の殖民地は其版圖極めて廣大にして各地の風俗習慣亦隨て其趣を異にす。是を以て殖民地の事務は甚だ繁劇多端なり。然れども其繁劇多端なるは其の殖民地區域の廣狹に由て然るに非ず、否殖民地中廣大

なるもの、事務は閑にして狭少なるものに關する事務却て煩劇なり。是れ蓋し殖民地と本國との關係に差別あるよりして生ずるに外ならず。今殖民地と本國の關係よりして差別するときは、英國所領の殖民地は左の三種に分つべし。

- (一) 君主の直轄殖民地 此殖民地は立法上の獨立權を有することなく、其行政官吏の如きも本國政府の指名する所による
- (二) 代議制度を有するも殖民政府之に對して無責任なる殖民地 此殖民地に於ては人民立法を爲すことを得るも、其禁止權は君主の掌握する所に於ては、且つ行政官吏は凡て本國政府の命ずる所に係る

- (三) 代議制度及び責任政府を有する殖民地 此殖民地に於ては立法の禁止權は君主に屬すと雖も、本國政府は知事を除くの外行政部の諸官吏を左右する能はず、其重なる者は議會の向背によりて進退す

夫れ然り故に殖民省の責任は以上三種の中第一の者に於て最も多く第二、第三に至て漸次減少するや明なり。茲に於てか知る、大殖民地に就きては殖民省の責任少く、小殖民地に於て却て重きを。左ればシブラルタ、セント、ヘレナ、ヘリゴラン

ト等の殖民地に於ては知事一人にして法律を制定することを得、マルタ、ジャマイカ、セイロン及びゴールド、コースト等の殖民地に於ては知事は君主の指命したる議會と協議の上立法を爲すことを得るなり。然れども右二種の殖民地に於てする法律の起草權は君主のみに存し其行政官吏は悉く本國政府の指揮を奉ぜざるべからず。

代議制度を有する殖民地に於ては其政府の組織責任制度なると無責任制度なるとを問はず、立法部の組織必ずしも一樣ならず。例へば第二種に屬する殖民地中西印度諸島に於ては二院の制度を用ひ、一は即ち君主の特命したる議會にして、一は即ち民選の議院よりなる。テータル殖民地の如きは唯一の議會を具へ、議員の一部は君主の指命により一部は民選による。又第三種即ち代議制度と責任制度とを併用せる處に在ても、上院は君主の特命議會にして、下院は民選組織を用ゆる處あり。例へばカナダ地方、ケープ、コロニー、ニュー、ファウンドランド、ニュー、サウス、ウェールズ及びクイーンズランド等の如きは是れなり。又ドイツリア及び南澳太利等に於ては二院制を用ひ、二院共に民選組織なり。

以上述べたる殖民地の議會が議決したる事件は皆君主の裁可を経ざるべからずと雖も、第三種の殖民地は其本國の殖民尙書との關係に於て大に他種類の殖民地と異なる處あり。此種類の殖民地に於ては其行政官は新陳交代の制度により殖民地の議會に於て多數を占むる所の黨派より知事を任命し敢て本國政府の認可を要せず多數人民の賛成を得たるもの首として權力を握るを得べし。

夫れ斯の如く第三種の殖民地に關しては殖民省の事務甚だ少きが如しと雖も、殖民地は尙ほ之に關する行政立法の必要事務を處理せざるべからず。乃ち行政事務に關しては殖民地に施行すべき政略に關し知事と頻繁なる通信を爲さざるべからず。常に知事より報告を受け、本國政府の意向を通知せざるべからず。又何れの殖民地と雖も、立法の不裁可權は獨り君主の掌握する所なるを以て、殖民地各議會の議決は悉く之を殖民省に集めて點檢せざるべからず。何れの殖民地に於ても、知事は立法部の議決したる事件を許否するの權を有す。故に知事にして同意することなくんば之を法律となすことを得ず。又知事にして之を賛成するも英國君主の裁可なきに於ては法律たるの効力なきなり。或は又本國の國會が君

主の勅裁を経ざる前知事をして議決に賛成することなからしむることあり。要之以上の如き特殊の場合を除くときは、殖民地議會の議決は知事の認可を得れば直に法律となすを得。然れども其發布の後君主若し之を禁止するときは之を施行する能はざるなり。夫れ然り、故に殖民尙書は殖民地の法律を允可し若くは非認するに當り大に注意と決斷とを要するなり。何となれば殖民地法律に關する君主の裁可不裁可は殖民尙書の意見、知事の報告及び本國政府より殖民地に派遣したる法官の報告等に依て決定するものなればなり。乃ち殖民尙書は此等の報告に依て法律の事項を考究し、若し之を廢棄すべしと認むるときは、之を内閣會議に出して問題となし、其決議に遵はざるべからず。

代議制度を有する殖民地に於ける法律は其議會の協賛を経て、君主若しくは君主の代理たる知事の名を以て之を發布す。反之代議制度を有せざる殖民地に在ては法律は立法議會(代議制に非ず)の協議を経て命令オーダーとして知事の名を以て之を發布す。

代議制度を有せざる殖民地に於ては其法律と同じく財政も亦君主の裁可を経ざ

るべからず。此種の殖民地の知事は毎年六月の末に及んで次の會計年度の豫算を殖民地行政議會の議に附し、其決議書を本國の殖民省に送り殖民尙書の認可を経るを常とす。乃ち殖民尙書は此豫算書を檢閲し修正を加ふべき者は修正を加へて之を認可し、豫算は茲に始めて確定を見るものとす。而して若し又臨時の入費起るときは知事は同様の手續を経て特に殖民尙書の認可を経ざるべからず。今殖民尙書の事務を説明するに當り英國より各殖民地に移住する人民を取扱ふべき方法を略述すべし。千八百四十年始めて移民事務局なるものを設け専ら移住民の事を處理せしめ、一千八百四十七年此局の組織を改革して之に四種の事務を委託せり。

- (一) 殖民尙書の命を奉じ殖民地の土地に關する事務及び礦山開鑿の免許狀を與ふる等を處理すること
- (二) 奧太利亞其他英領殖民地に移住せんと欲する者に關したる事務を處分すること
- (三) 移住せんと欲する者の便に供するが爲に英領殖民地の狀況を世間に廣

告すること

- (四) 殖民地に關する法律及び特に移住民に關したる法律を起草するに當り下問に應ずること

斯く種々の事務を擔任するが爲に移民事務局の官吏は其事務頗る煩雜なりしが近來此局を廢して其事務の過半は之れを殖民地議會に委任し嘗て此局にて處理したる二三の事務のみ之をクラウン、エグゼントなる職員に取扱はしむるに至れり。

終に臨んで少しく殖民省の沿革を述べん。此省の歴史は他の諸省の歴史と關係すること甚だ多し。就中商務局、内務省及び陸軍省とは最も密接なる關係を有せり。一千六百六十年十一月チャールズ二世始めて商務局を置き、其の後一ヶ月を経て新に殖民地會議を設け、一千六百七十二年商務局及び殖民地會議を合併して商務及び殖民會議と稱し、セーフツブリー公をして之か長たらしむ。此會議一千六百七十五年一旦廢止に屬せしと雖も、一千六百九十五年に至りウィリアム三世之を復す。其後一千七百六十八年に至り英國亞米利加の事務漸く繁劇に迫るを

以て新に殖民局或は亞米利加省と稱する官衙を設け、國務卿の一人に命じて其事務を綜理せしめたり。其後復た此省を廢して内務省の管轄に屬せしめ、之を該省内の一局に加へて殖民局と稱す。一千八百一年の頃に至り殖民局を陸軍省と合併して陸軍兼殖民省なるものを設けたりしが、一千八百五十四年に至り、陸軍事務を擴張する爲遂に二省を別ち殖民省は始めて獨立の状態をなし、殖民尙書之を主宰することなれり。

殖民省は上院或は下院議員を以て之に任ずるものにして何れを以て特に之に任ずべしと云ふ一定の習慣なしと雖も、近來外務尙書と同じく概ね上院の議官之に任ぜらるゝこと多し。之れ蓋し前章に述べたる如く内務尙書、陸軍尙書、主税尙書も然り、は下院議員を以て之に充つるの慣例なるか故に内閣更迭の時に當り各省の長官を定むるの際殖民尙書、外務尙書は自から上院議員の手裡に落つるに至ればなり。而して外務省の如く殖民省に於ても次官下院議員となりて下院に出席するを常とす。但し此次官の位置、職掌等は外務次官と異なることなし。

其四 陸軍尙書

時の古今を問はず陸軍尙書の職は其性質上最も樞要のものたるや論を俟たず。然れども陸軍尙書の地位を内閣に占め國會に對して責任を有するに至りたるは誠に近代の事なり。蓋し陸軍に關する事務は英國君主の特權に屬し、君主は容易に此特權を放擲せざりしを以て陸軍尙書が憲法上純然たる大臣となり國會に對して責任を有するに至りたるも亦隨て晩かりき。當時君主は名實共に陸軍總督の地位を占めたりしが故に其の指揮に従ふ所の陸軍尙書にして國會の責任を有するに至ること亦難しと云ふべし。

チャールズ二世の時始めてセクレタリー、アット、ウオア(現時の陸軍尙書とは其性質全く異れり)と稱する官職を置き軍務を主らしめしと雖も、其職權頗る曖昧にして、君主は之を認めて一の武官となし、國會は之を以て責任ある大臣となし各見る處を異にして爭論を惹起したることあり。ウイリアム三世即位の後セクレタリー、アット、ウオアの權力漸く増して國務尙書の如き位置となれり。當時ウイリアム三世は國務尙書の如き資格を以て之を外征に伴ひ、陸軍に關する布告等は皆之れが手を経たり。抑も斯くの如き事態は當時國會の甚だ不満とする所なりしな

り。蓋し君主は素と惡を爲し能はず。而して其事務を屬せられたる大臣にして責を國會に負はずとせば、此大臣にして憲法に違背せる行爲あるも國會は之を責むるの方法に苦むべければなり。爾後殆んど百年の星霜を経てウォルヂ三世に至り、セクレタリー、アット、ウオアの地位漸く明に其國會に對する責任も亦判然たるに至れり。是れ蓋し一千七百八十三年エドマンド、バルクの主唱に基けるものなりと云ふ。其後一千七百九十五年始めて陸軍事務の國務卿を置き、殖民省の事務を併司せしめたるもセクレタリー、アット、ウオアの地位も併存して之を廢するに至らず、却て陸軍部内に首長たるの地位を保ちつゝありき。而して所謂陸軍兼殖民省なるものは次第に分裂し其關係の隔離すると尙其性質の隔離せるが如く成り行きて終には陸軍省の實を失ひ、其主る處は本國外に在留せる軍隊に關する事務のみに至れり。故を以て現世紀の半に至り輿論皆陸軍事務と殖民事務との分離を可とし、彼のクリミア戦争の始に至り國會の決議を以て新に陸軍尙書即セクレタリー、チフ、ウオアを置き、ニューカッスル公を以て之に任ぜり。其後一千八百五十六年始めてセクレタリー、アット、ウオアを廢し、万般の事務悉く陸軍尙書の

綜理する處となり、下院に對する責任も亦一に陸軍尙書の負ふ所となれり。而して陸軍尙書は之を下院より選むべきや將た上院より出すべきやの問題に就ては議論甚なからざりしと雖も、一千八百五十六年の改革以來常に上院議員を以て之に任ずるの慣例となれり。

余は之より進んで陸軍尙書の職權の性質、範圍及び陸軍尙書と陸軍總督即ちコマンダー、イン、チーフとの關係如何を述べんとす。以上陳述したる所に由りて推考するに陸軍總督は陸軍の事務に關して陸軍尙書の命を奉ぜざるべからざるものゝ如し。然らずんば大臣責任の主義は到底實行を見ること能はざればなり。夫れ陸軍總督は内閣員に非ず、又國會の議員にも非ず。故に若し陸軍總督にして陸軍尙書の命を奉ぜず、君主の名に於て漫りに事務を處理するに於ては、其事務に就き國會に對して責を負ふ者なきに至り、憲法の大主義爲に破壊せられざるを得ず。然れども陸軍尙書と陸軍總督との關係は古來判然一定せるものに非ず。陸軍總督は古來兵士を命令し、軍隊を操練し、武官を任免するの全權を有し、陸軍尙書の指揮を奉ぜざりしなり。然るに一千八百六十年下院委員を設けて陸軍組織を

調査せしめてより以來陸軍總督は事細大となく陸軍尙書の認可を奉せざるべからざるに至り、陸軍尙書も亦陸軍總督の職務の施行に對し憲法上の責任を避くる能はざるに至り、其結果として陸軍總督は百事只發議の權を有するのみにして結局陸軍尙書の承諾を経ざるべからざるととなれり。而して武官黜陟の如きも豫め海軍尙書の認可を得て而して後君主に奏上するととなれり。殊に外征の大將を任命するが如き大事に至ては皆に陸軍尙書の承諾を要するのみならず、内閣全軀の決議を経ざるべからざるに至れり。

英國の陸軍は一千六百八十八年の革命以後國會の許可を得て成立したるなり。夫の權利法典は『國會の許諾を経ずして平時に常備軍を置くは不法なり』と明言せり。而して國會の許可なるものは僅かに一年間の許可に過ぎずして一年以上常備軍を置くを許さず。左れば毎年國會の召集せらるゝや必ず常備軍新設議案即ちミューティニール・アクトなるものを議決す。ミューティニール・アクトは冒頭に權利法典の明文を記載し、其下に『女皇陛下及び其國會は合衆國の安寧、女皇陛下の所領の安全及び歐羅巴の權力平均を保持するが爲常備軍を置くを必要と認むるを以て本

年も亦若干の兵士を具ふべし』云々の意を記載す。而して若し國會にして此議案を議定せざるべきは前年度のミューティニール・アクトを以て定めざる期限至るに及んで常備軍は解散せざるべからず。何となれば此議決なきときは新に兵士を募集する能はず、又は己に募集されたる兼士隨意に歸省するも政府は之を抑制するの權利を生ぜざればなり。斯の如く陸軍の權力は元と國會より出でたるが故に其多數を得て政治を執る所の内閣之を監督せざるべからざるや明なりと云ふべし。陸軍尙書の陸軍總督に對する關係は以上述べたるが如し。而して其海軍に對する關係に至ては稍や明瞭を欠くの感ありと雖も、斯は後段海軍總裁の職務を説くの際に於て詳説すべし。然り而して陸軍尙書は内閣全軀に對して嚴に其權力を控制せらる。例へば曩に述べたる如く外征の大將を定むるが如きは陸軍尙書の權内に存せず、内閣の議決を経ざるべからず。内閣の議決終るの後陸軍尙書は其結果を陸軍總督に傳令し、總督は之を君主に奏上して認可を請ふを恒とす。蓋し此憲法上の慣例を定めたるは夫のクリミア戦争是なり。クリミア戦争の起るや當時の陸軍尙書ニューカッスル公は國會の委員會に於て、クリミアに送るべき大

將其他の將校を選定し、兵士の員數を定むる等凡て重要な事件は悉く内閣の議決に因るべき旨を陳述し爾來必ず此先例を履むに至れり。要之陸軍省は平時に於ては内閣より獨立して純然たる一省をなすと雖も、一朝戰端を開くの時に至りては陸軍尙書の職掌忽ち變じて内閣軍務の顧問となり、陸軍に關する重要な事件は内閣之を司り、陸軍尙書は只内閣の一員として議權を有するに止るのみ。

陸軍尙書の國會に對する責任は近來陸軍尙書概ね下院議員より選拔せらるゝを以て充分之を盡すを得べし。而して陸軍尙書も亦他の國務尙書の如く己れを補佐する次官を有す。次官は常に上院議員を以て之に任ず。是れ陸軍尙書は下院議員を以て之れに任じ下院に出席するを以て、次官は上院議員を以て之に任じ、上院に列席せしむるの必要あればなり。蓋し陸軍尙書は概ね文官を以て之に任ずれども次官は軍人を以て之に充つ。是れ蓋し國會に出で、辯難の衝に當るに際し、軍務に通曉するを便宜となすが故なり。

終に臨んで一言すべきことあり。他なし、セクレタリー、アット、ウオアの職廢せられてより以來軍事に關する財政の管理は總て陸軍尙書の手に移り、其責任に歸す

ること尙ほ他の諸省に於ける財政事務と異なることなきこと即ち是れなり。

其五 印度事務尙書

印度事務尙書は其五の國務尙書にして印度省の長官なり。彼の東洋印度會社が如何にして印度半島を占領したるか、其始一會社の私領に過ぎざりし印度が如何にして英國の所領となれるか是等は歴史に關する問題なり。其の現在行はるゝ所の制度に通曉せんと欲せば一千七百八十四年ウィリアム、ピットの發議して遂に議會の多數を得たる制度を始めとし、其變遷を察すれば乃ち足れり。是れより先きピットの好敵手たるフォックス印度施政を改良せんと欲して之が議案を國會に提出したるも多數を得る能はず爲に當時の聯合内閣(フォックス及ノースの組織せる)は終に顛覆するに至れり。次年八月同様の議案はピットの手より提出せられて遂に法律となれり、ピットの議案は其大體に於てはフォックスの議案と異なる所なく、當時印度の事務は舉て東洋印度會社の司る所たりしが政府をして之れが監督を爲さしめんとするの精神に出でたり。故に先づ監督局ボールド、オガ、コンロなるものを置き、英國君主の特命したる六人の委員(委員中必ず主稅尙書及び國務尙書一人を含まざるべ

からずを以て之を組織し、以て印度事務を監督せしむ。但し此等の委員は總ての事務に關して大なる權力を有するも、貿易の事のみに關しては之に干渉するの權なきなり。而して此等の委員は印度會社の社員が司れる所の政治、軍事及び財政上の事務を監督し、會社の支配人は時々伺書を此局に出して細大となく之れが指揮を奉ぜざるべからず。會社の支配人は委員の許可なくして文武の施政に關し命令を下すこと能はず。若し支配人等十四日以内に委員の發したる命令を印度に傳送せざるときは委員直接に印度の各知事に命令を發するの權あり。而して此の場合に於ては支配人等の發する命令は凡て無効に歸するものとす。若し又委員にして政治、軍事、財政の外濫りに支配人等に干渉するに於ては支配人等は直に英國君主に上訴するの權を有せり。

監督局の有したる權力は實に以上のものに止らず、事情止むを得ざる場合に於ては令を東洋印度會社の支配人に下し、彼等の中より三人以下の秘密委員を出さしめ、之を協議して印度の事務の裁決するの權あり。但し斯の如く秘密委員を出す場合は印度土着の侯伯と宣戰構和を爲すが如き最も秘密を要する事件に限る。

由是觀之印度に關する事務の重要なるものには東洋印度社會の社員中唯だ三名のみ參與すを得るの法定なるを以てピットの議案法律となりし以來會社の權力は頓に衰頹したること知るべきなり。

ピットの起草したる二重政治の制度は七十年間印度に行はれたりと雖も、其不便なる處多きの故を以て一千八百五十八年土兵の亂終るや直に之を廢し爾來印度に關する万般の事務は總て女王陛下の直轄となし、國務尙書の一人之を主ることに決定せり。是れ印度省の起原なり。而して當時別に印度會議と稱するものを設け、十五名の議員を置き、印度事務尙書を輔けて事務を處理せしめたり。但し此等の議員は國會は座席を有する能はず、且つ總て終身官にして裁判官と同一く國會よりの要求に非れば之を免黜する能はざるものとせり。印度事務尙書及び印度會議の權限は左の如し。

印度事務尙書は事務を施行するの便宜上より此會議を分ちて別に委員會を編ぶることを得、且委員會の専ら主るべき事務を定め、之を取扱ふ方法手續を定むるは一に印度事務尙書の權内に在り。印度事務尙書は又印度會議の副議長を任免す

るの權あり。委員會議の議員は必ず五名以上なるを要す。會議は尙書の命に因りて何時たりとも之を開かざるべからず。但し通常會は一週一回なり。

印度會議は印度事務尙書を補けて印度に關する事務を處分するものなりと雖も、二種の問題に就ては能く印度事務尙書を控制することを得。即ち(一)印度の中央政府なるカルゴッタ行政會議の議員を指名し及び各州の行政會議々員を指名すること、(二)印度の收入を適用することはなり。但し以上の件に關する議員の權力は只許否の權に止り印度事務尙書の認可を得るに非んば積極的の働を爲す能はず。又此二問題の外他の件に就きても印度會議は其意見を述ぶることを得るも印度事務尙書は能く會議の決議を左右することを得るなり。但し此場合に於ては會議は尙書と意見を異にする所以を記録簿に記載するの特權を有し、印度大臣も亦會議の意見に従はざる理由を記録簿に記入するを要す。印度事務尙書は又印度の事に關して議案を國會に提出するに當り印度議會に詢らず一己の意見によりて之を出すことを得。印度省内に秘密局なるものあり。恰かも巽に秘密委員が處分せしと同様の事務を尙書の命を奉じて處理するものなり。然れども印

度事務尙書が此局の手を経て事務を取扱ふは甚だ稀れに見る所にして多くは會議に詢ふの常道に依るものとす。

印度會議は八種の委員會に分る。即ち

- (一) 收入部 レケエニエ
- (二) 司法部 ジュヂヤル
- (三) 工務部 エブリックワーク
- (四) 行政部 ホリチカル
- (五) 軍務部 ミリタリー
- (六) 財政部 ファイナンス
- (七) 統計及商務部 スタチスチクス、エント、コムマース
- (八) 倉庫部 ストアハウス

等是なり。皆尙書の顧問となりて諸種の事務を施行す。

以上述べたる所に因りて之を察するに印度事務尙書の憲法上の地位は他の國務尙書に比して少しく異なる處あるが如し。要するに印度事務尙書は印度の行政に

就て國會に責任を有し、國會に出で、其印度に關する政略に就きて辯護せざるべからず。然れども印度行政會議及び各州の行政會議々員の任命又は印度の歳入を使用すること等に就ては一己の獨斷を以てする能はず、必ず印度會議の多數決に従はざるべからず。夫れ斯の如く直接に國民の意志を代表するの資格なき印度會議に重大なる權力を附與するは國會の監督權を侵害したるの觀なき能はず。即ち國會は己に對して義務を有せざるものに議決の權を與へ、爲に其監督權の幾分を損失したるが如き觀あり。然れども其實決して然らず。印度會議は印度事務尙書を監督する權利を國會より委託されたるものにして、國會は勿論之れが與奪の權を有するなり。即ち印度會議は恰かも國會の支局の如き性質を有し、其通常の事務に關しては國會敢て之に干渉せざれども、元と國會の支局たる以上は國會は何時たりとも其權利を削奪するを得るや明なりと云ふべし。國會は印度の事情を知悉するの機會の乏しきを以て能く印度事務尙書を監督し其任を盡す能はず。故に監督權を印度會議に委託し以て尙書をして權力を濫用することなからしむ。左れば國會が印度に關する議案を審議せる間は印度會議の監督權は乃

ち停止するものとす。蓋し印度會議が下院の發表したる意思に反對して事を處するが如きは瞬時と雖も立憲治下に見るべからざるの事態にして、若し之れあらば國會の貴重なる權利は乃ち毀損せらるればなり。

國會が印度の事務に就きて直接に其監督權を施行する所の事項は左の如し。

- (一) 印度通常の歳入は國務大臣及び印度會議の專斷にて之を消費するを得ると雖も、其歳入支出と相償はずして公債を起さざるべからざる場合に臨んでは必ず國會の認可を経ざるべからず。
- (二) 印度に關したる經費豫算表は毎年印度事務尙書より國會に出して其質義に答へ其意見を請ふを例とす。然れども其他諸省の豫算の如く國會は印度の租税を増減するの權力を有せず。只儀式的の投票を爲して豫算を通過せしむるを例とす。然れども時として歳入を徵收する方法等に付き批評を加ふるが如きは勿論國會の權内にあり。

印度事務尙書は近來上院議員を以て之に任するを例とし。別に次官一人ありて印度省を代表して庶民院に出席す。

第五款 大藏省及び主税局(The Treasury and The Exchequer)

前章に述べたる如く「内閣」なるものは法律上認められたるものに非ず、随て「大宰相」即ち總理大臣なるものも亦憲法上未だ知られざる官名なり。假令大宰相は事實に於て漸次他の同僚を凌駕したりと雖も、又同僚は皆善く渠に服従すと雖も、理論上より云ふときは大宰相は單に内閣員の一人に過ぎざるなり。他の大臣と等しく行政の一部を統轄する所の長官たるに過ぎざるなり。而して大宰相の統轄する所の官衙は大藏省即ち是れなり。即ち大藏一等總裁なる官職は一千八百六年以來多く大宰相の帶ぶる所なり。然れども大宰相は躬ら大藏省内部の事務を主に非ずして恰かも名譽總裁とも云ふべき地位に立てり。蓋し一般施政の畫策に忙しく到底一部省の事務を採るの暇あらざればなり。大藏省内部の事務は別に之を主るの官吏あり。今史に據て聊か大藏省の沿革を考察せん。

大藏省は往昔大藏總裁即ちロルド、ハイ、トレシュユラーと稱する者の管理に屬したるを見る。大藏總裁は當時内閣中權力最大の大蔵大臣なり。然れども此官職は百五十年前より全く委員組織となれり。當時女王アンは其崩去の前日シリウスベリ

「公を以て大藏總裁に任命せり。左れどジョオルヂ一世は其即位後數月ならずして此官を廢し、ロルド、ハリフォックス外四人を任命して「大藏總裁の職を主る委員」たらしめ大藏の事務に當らしめたり。乃ち其委員は大藏一等總裁、主税尙書及び三人のシュニオルロード是れなり。而して創設の當時は君主自ら委員を任命し隨て委員皆同等の權利を有したりと雖も、一千七百十五年以來一等總裁委員を任命することとなり、其結果委員は皆一等總裁に屬するに至れり。而して一等總裁が今日の如く有名無實となれるは自然の趨向にして一朝一夕の故にあらず。一等總裁は當初自ら其事務に任じたるなり。然れども大宰相として内閣全體の政略を指揮管理するを以て遂に之に關係するの餘暇なく、シュニオルロードも亦次第に其權力を失ひ、現時は主税尙書獨り財政の事を主る。

今大藏省の沿革を詳細を考究するは元より余輩の目的とする處に非ず。要するに古代の大藏省即ちエキステツカルなるものは夫のキュリア、レシス(キュリア、レシスはノルマン征服時代に存在したる三議會の一にして、國王の顧問會なり。専ら高等裁判所の職務を掌り、毎年三回之を開く)の一派と見て差支なかるべし。

左れば當時のエキステツカルは高等裁判の權を行ふの外、一國全軀の司法制度を管理し兼ねて租税の徵收國庫の保管及び仕拂歳入の計算等を主れり。而して大藏總裁は事實の上に於ても名義の上に於ても其長官たりしなり。大藏總裁は又主税尙書に比すれば其の由來遠し。蓋し主税尙書なる官職は當初大藏總裁を制肘するの目的を以て置かれたるものゝ如し。ヘンリー三世即位十八年ジョン・モーソセルを以てエキステツカル、オウ、レシイプトなる職に任じ收入に關する帳簿を檢閲せしめり。之れ實に主税尙書の濫觴なるが如し。主税尙書は斯く大藏總裁を制肘し且つ之を補佐し來りたるも、遂に大藏總裁の職は變じて委員組織となり。主税尙書も亦其委員の一人となるに至りしなり。而して當會の委員會は君主の面前に於て之を開き、先づ一等總裁主税尙書及びシュニオルロード等テーパールを圍みて着席し、書記官は議案を朗讀し君主及び委員等之に就て意見を述べ、書記官は議事の進行を記録し、決議書を製し、次の會議に於て之を朗讀す。然れども其事務漸次頻繁に越くに從ひ、委員會は漸く其實を失ひ、總ての省務は主税尙書の監督の下に於て書記官其他の官吏の手に於て舉行するに至れるなり。

現時主税尙書の主る所は即ち左の如し。

- (一) 陸海軍其他諸省の毎年消費する費用を豫備すること
- (二) 右諸省の消費する費用を監督すること
- (三) 右諸省に屬せざる諸局の費用を豫備し並に之を監督すること
- (四) 大藏省に屬する諸局より收税に關する事件に就き指揮を乞ふ時は之を裁決すること
- (五) 國庫に入るべき過料及び沒收等の減額を定むること

右の中諸省局の入費を豫備すること、即ち豫算を調製して之を國會に提出することとは主税尙書の職務中最も緊要なるものなるを以て聊か説明を試むべし。今國家が年々消費する費用は如何にして之を備へ、如何なる方法に依て之を徵收するかを講ずるに先ち、其入費額は如何にして之を定むるやを究めざるべからず。毎年費用額の豫算を定め及び之を徵收する方法を定むるは庶民院全軀の決議に從ふを常とすと雖も、之が調査を爲すに當ては所謂全院の委員會に於てするの例なるを以て其目的に從ひ委員會の名自ら異れり。即ち費用の額を調査する委

員會を支給委員會即ちコムミツチー、オヴ、サツプライド云ひ、徴收の方法を協議する委員會を方法委員會即ちコムミツチー、オヴ、ウエイヌ、エンド、ミーンズと云ふ。抑も下院に於て支給の額を定めんとするに當ては先づ各省より翌年入費の豫算を支給委員會に出さるべからず。而して豫算案の國會に出づるや、諸省の長官は之を説明し、下院をして之を容れしむるの動議を爲さる可らず。諸省の長官此動議を爲すに當ては内閣全軀之に就て連帶の責任を免るゝ能はざるものなり。故に豫算を國會に提出する前に當ては頗る周密の調査を要する者にして殊に陸海軍費の豫算は内閣に於て丁寧反覆調査を遂げ然る後之を下院に出さる可からざるなり。然り而して彼の主税尙書の如きは其職務上殊に重大の責任を有するものなるを以て、各省より豫算案を出すに先ち自ら其冗費なきを確認せざるべからず。陸海軍省の如きは他省に比すれば之が牽制を受くると最も少しと雖も、其冗費は強て之を省略せしめ、陸海軍にして之に従はざるときは内閣全軀の前に於て之に抵抗せざるべからず。

主税尙書の任夫れ斯の如く重し。是を以て毎年秋期に當り、大藏省より各省に回

文を發し、豫め日を定めて各省の經費額を準備せしむ。蓋し主税尙書が斯く期に先つて豫算を徴し之を調査するは二個の理由に因る。一は即ち冗費なからしめんが爲にして、一は其正當なる範圍に於て幾許の經費を要するやを決定し以て費額を正確ならてむるが爲なり。

斯の如く各省の經費を調査し之を決定したる後主税尙書は之れが豫備の方法を講ぜざるべからず。而して主税尙書各省費額の豫算を爲すに當ては先づ翌年に於て國庫に收入すべき總額は幾何ありや、其額は費用を充すに足るべきや否や、若し不足とすれば其不足額は何程なるやを定むるにあり。其之を定むるの方法は翌年に至るも租税法の變更なしと假定し、收税局の官吏に命じて翌年に於ける收税額の豫算を爲さしむるにあり。若し夫れ豫算にして諸省の經費を充たすに餘りあるときは、之を稱して豫算にサープラスありと云ふ、剩餘の意なり。剩餘とは實際に餘裕ありと云ふ意に非ず、只經費の豫算と收入の豫算と比較して餘裕ありと云ふの意なるのみ。而して此剩餘にして著大多額なるときは總て之を徴收することゝ爲さず適當の範圍に於て税減するを恒例とす。此時に當て主税尙書は

其免稅或は減條すべき税目を選次内閣の賛成を得て而して後之を國會に提出するを常とす。茲に於て會計年度の將に終らんとするとき即ち四月五日に至て主税尙書は庶民院に出で、前年度の決算を報告し、翌年度の出入豫算に就て其意見を陳述し、歳入に剩餘ある所以を告げ、其免稅或は減稅せんと欲する税目に就て下院の同意を請ふ。下院議員は之に就て種々の質問を試み、主税尙書は一々之に答辯を與へ而して後始めて議決に至る。此時に當り下院は豫算全躰に不賛成を表するともあるべく、或は其箇條に就て不同意を表することもあるべし。而して内閣之が爲に失敗を取るときは其事情に因て或は辭職し、或は依然在職することあるべし。其事情の如きは後段尙ほ詳説すべし。

今若し之に反して支出の豫算收入の豫算に超ゆる場合に於ては主税尙書は勿論其デフィシット即ち不足を補充する方法を講ぜざるべからず。而して之を爲すには國債と増稅との二方法ありと雖も増稅法を用ゆるは常例なり。増稅を爲さんとする時に於ては主税尙書は先づ内閣の賛成を得而して後下院の決議に従はざるべからず。庶民院は例の如く仔細に之を質問し、或し其増稅法を以て當を

得ずとなすときは別に考案を出すか然らざれば全く増稅の議案を廢案に歸するを得。是れ下院は必ずしも不足を補ふ可きの義務を有せざるを以てなり。然り而して増稅案全く廢棄せられ、之に更るの考案も出でざるときは即ち純然たる信任召回の決議を與へられたるものにして内閣は爲に辭職せざるを得ず。

若し又收入に剩餘ありて其額甚だ僅少なるときは別に之を處置するを要せず。蓋し豫算に誤算ありて突然不足を生ずるを保し難きを以てなり。此場合と經費の支出適然相償ふの場合に於ては、主税尙書は常に租稅法の改良案を提出して益、租稅の負擔をして平等均一ならしむるの義務あるに止ると雖も、然れども剩餘著大なる場合に於ては直に之れが處置を爲さざるべからず。下院は主税尙書を以て之を處置せしむるの義務あるなり。蓋し下院が豫算を檢査するの要は常に收入の支出を償ふや否やを監察するに止らずして、其充分に過ぎざるや否やを檢査するにあり。何となれば必要以外の收入は之を國庫に藏め置くの外他に用なく寧ろ人民の囊中に存して利用せしむるに如かさればなり。

以上は歳入支給の豫算を認可する手續なり。今や進んで國庫に歳入を入れ及び

之を國庫より出すべき手續を論せざるべからず。然れども各地方の歳入徴收法の如きは論題外に亘るを以て之を省き、收入既に國庫に入るの後之を各省に收むるの手續を説くべし。さて政府万端の費用に充つる所の歳入は之を分ちて二種となすべし。永代王室に屬する財産より生ずる歳入(而して當今は國會之を監督し王室費として之を支出す)及び國税是れなり。此二種の歳入は各地方より主税尙書に宛て、英蘭銀行及び愛爾蘭銀行に拂込むものなり。此拂込みたる租税を總稱して固定基金即ちコンソリデーターツト、フオンドと云ひ、政府万端の費用は國會の監督を経て此基金より支辨せらるゝものとす。

國會の歳入を監督する方法に二種あり。一定の法律を以て監督する方法及び毎年其議決を以て入費額を定むる方法は是れなり。而して政府費用の五分の三は毎歳國會の議決を要せず、嘗て國會が定めたる方法に依て支辨するを得るなり。乃ち國債の利子、王室費、王族に支給する年金、裁判所の入費、恩給金等は國會の決議を要せずして支出するの制規なり。而して其理由とする所は他にあらず。王室の威嚴、司法權の獨立及び債主の信用等に關する費用は事重大にして之を遅延すべ

きに非ず。若し夫れ此等をして年々の議決に因らしめんか、必ずや其時々減額を見ること免れ難ければなり。

政府費用の五分の二即ち陸海軍費、其他諸省の入費及び租税徴收費等は時々國會の議決を経ざれば支辨するを得ざるものとす。然れども其手續に至ては頗る煩雜にして詳細に之が説明を下すは容易の業に非ず。

各省の費用豫算案に就て國會の承諾を得るの手續中支給委員會の事に就ては曩に簡單に説明を下したり。然れども國會の承諾が行政政府の用に供せらるゝ前に於て必要なる他の手續あり。支給委員會の調査を経て國會が決議をなすは只國用に供する額を定むるに止り、政府に之を收入する權利を與へず、又主税尙書に之を支出するの權利を與へざるなり。即ち此決議は只費用を定むるに止り、之を支出するの手續を供へたるものに非ず。茲に於てか更に一の委員會を要す。方法委員會即ち是れなり。定額の議決終るや、決議は更に方法委員會に提出せられ、方法委員會は『女皇陛下に上るべき経費は固定基金即ちコンソリデーターツト、フオンドより支出すべし』と發言し、下院の議決を経て之を上院に提出し、上院も亦之が決

議をなし、而して後君主の裁可を得て之を各省に支給するを要す。茲に於て諸省は始めて大藏省の手を経て固定基金より定額金を受取るべき權利を有するなり。固定基金を監督する處の官吏を會計検査長即ちコントローラー、エンド、オーヤトル、ゼテラルと云ふ。此職往昔は二人の分擔する處たりしが、今は合併して一となれり。此官吏は其職掌財政の事に關係すと雖も、全く大藏省と獨立にして、其掌る所は國會の議決したる方法條例即ちウエイズ、アンド、ミーンズ、アクトと大藏省の請求とを比較して、大藏省より請求せる金額は方法條例の許す處に超越せざるや否やを確認せざるべからず。且つ方法條例に従ひ各省に支給すべしと云ふ大藏省に宛てたる政府の命令狀を觀て然る後英蘭銀行をして其金額を大藏省の入帳に登録せしむ。主税尙書は此支給額を得るや、出納局長即ちペイマスタ、ゼテラルに命じて國會の決定したる金額に従ひ諸省をして英蘭銀行たり其額を受取らしむ。

國會が政費を供給するの手續、政費の供給をして効力あらしむる條件及び主税尙書が諸省の費用を支出するの條件等は既に之を説けり。然れども國會の歳入に關する監督は未だ以て足れりとすべからず。今若し庶民院に於て三月六日の議決に因り陸軍省の定額を五百萬磅と定め、三月十三日の議決に因り海軍省の定額を五百萬磅と定め、三月二十日の議決に因り海軍省の定額を五百萬磅と定め、三月二十日の議決に因り其他諸省の定額を五百萬磅と定め、而して三十日に至り方法條例を出して總計一千五百萬磅を支出するの權利を主税尙書に與ふると假定せよ。此場合に於て政府は定額分配の割合を變じて(假令總計に於ては過不足なきも)陸軍省に五百萬磅を與へずして七百萬磅を與へ、海軍省に五百萬磅を與へずして六百萬磅を與へ、其他の諸省に二百萬磅を與ふるが如きことあらば國會の監督は悉く無効に歸するや明なり。換言すれば、行政政府に政費を支給し及び其政費を豫て定めたる費目に使用せしむることに就て國會の有せる監督權は爲に無効に歸せざるを得ず。故に斯の如き愛なからしめんが爲國會は毎歲配當條例即ちアツプロプリエーション、アクトなるものを議決するを常とす。配當條例とは行政部をしに恣に國會が議決したる定額金の割合を變更せしめずと云ふ憲法上の原則を法律にて規定したるものなり。但し陸海軍の入費に關して別に簡條を設け、

若し不時に費用を要することありて配當條例を以て定めたる全額之を償ふに足らず、通常の手續を経るに至るまで之を猶豫すること國是ならずと認むるときは其事情を大藏省に具狀し一時該省内の金額を以て之が立替を爲さしむるを得と雖も、下院に之を報告し更に通常の手續を履まざるべからざるは勿論なり。今又國會の會期にあらずして不時の入費を要するに當ては大藏省はトレンチュリ、チエスト、フォンド(百三十五万磅)及びシヴィル、コンテインツェンシース、フオン(十二万磅)と稱する二種の豫備金の中甲を以て陸海軍及び殖民等不虞の費用に供し、乙を以て他諸省の不虞の費用に充つるものとす。若し諸省は斯の如き不意の費用起ることありて二種の貯蓄金より之を充す時は次年の定額金を以て之を填補し、其額を減せんことを勉めざるべからず。何となれば豫備金は常に之を具へて不時の用に充てざるべからざるものなればなり。

以上は大藏省各省の費用を充すの一點に就て説明を下したるものなり。大藏省は此の他各省の政費を管理し、之れが検査監督を司る。抑も大藏省が各省の入費を監督するは單に古來の慣例に因るにあらずして國會の請求に因て起りたる務

なり。國會は主税尙書をして行政部内百般費用の責任を帯ばしめんと欲し之に委託せるなり。

大藏省の國會に對する責任は其長官たる主税尙書が下院議員なるの故を以て充分に行はるゝを得べし。故に財政の事に就て疑問あるときは下院議員は何時たりとも質問又は動議を出して辯明を求むることを得べし。而して大藏省は即ち行政政府全体の經濟を司るを以て諸省の事情亦之に依て判然たるを得べし。斯の如く主税尙書大藏省を代表して常に庶民院に出席するのみならず、其他大藏省書記官及びユニオル、ロッド等も亦下院に出席するが故に些末の事件に至ては此等に質議して辯明を求むることを得べきなり。但し大藏省書記官たる官は近年其職務非常に増加し、且つ内閣外の官吏中最も樞要の地位を占むるに至れりと雖も、財政に就ては國會に對して責任を有するに非ず。書記官及び其他の屬官は皆長官に附隨するものにして長官の命令に對して責を負ふに過ぎず。國會に對して責任を有する者は獨り其省の長官たる主税尙書のみ。左れば書記官其職を代表して國會に出席し、長官其席に在らざる時と雖も、責任は無論長官に歸するなり。

然らば則ち大藏省の施政は其省内の部局に關するものと各省の經濟を監督するの件とを問はず、總て主稅尙書其責に任ぜざるべからず。但し政府全般に關する財政に就ては勿論内閣全體之が責に任ぜざるべからず。但し豫算の方法に關して國會の意義を揆みたる場合に於ては内閣は直に之を改正し國會の意を迎ふるを得るなり。他語以て之を言へば内閣は爾か々々の方法に依りて爾か々々の租稅を徵收すべしと計畫せる議案を國會に於て否決せられたるときは直に辭職するを要せず國會の意に従て依然其職を保つを得べしと雖も、若し此政策に依りて内、國土の安全を計り外、國家の威信を保維すべしと確信し、責任を帯びて提出したる議案を否決せられたるに於ては必ずや決然其職を辭するの覺悟なかるべからず。

大藏省には種々の官衙の之に附屬するものあり。例へば會計検査院の如き又驛遞局の如き是れなり。會計検査院長のことは曩に之を述べたり。驛遞局はポストマスター、ジュニテラル即ち驛遞總監の監理する所なり。其他歳入及び支出に關する諸局にして大藏省に附屬するものあれども一々之を述べず。

大藏一等總裁は曩に述べたる如く、大概内閣を總理する者の帶ぶる官職なりと雖も、時に或は例外なきに非ず。嘗てロバート、ウアルポール職を辭したる時の如き新内閣の大臣中特に内閣を總理する者なく、從て大藏一等總裁は事實に於て首相ならざりしことあり。又チャサム伯ピットの如き内閣官にして内閣を總理したることあり。又ヌオックス及び現任の首相サリスベリー侯の如きは外務尙書にして併せて内閣の總理たり。又或る場合に於ては大藏一等總裁にして主稅尙書を兼ねることあり。クラッドストーンの如きこと即ち是れなり。然れども以上の如きは即ち例外にして大藏一等總裁は内閣を總理するを以て恒例とす。

第六款 驛遞局 (Post-Office)

驛遞局を主宰する者は即ち驛遞總監なり。驛遞總監は政務官にして時に或は内閣に列することあり。今少しく此局の沿革を述べ、然る後驛遞總監の地位、職權等を説明せん。

驛遞總監なる官職を始めて設けたるは一千七百十年に在り。其以前即ち十六世紀の始に於て驛遞長官即ちマスター、オヴ、ポストなる職官を置き専ら驛遞事務を

扱はしめたりと雖も、其事務たるや公共の便宜を計るが爲に非ずして君主及び其宮廷の用に供したるものゝ如し。其後ジョージ一世チャールズ一世及びチャールズ二世の御宇に至り、驛遞事務は漸次一般公共の爲にせらるゝに至りたりと雖も然れども一千七百年に至るまでは驛遞總監なる官職を設くることなく、其事務は國務尙書の監督の下に於て二三の官吏の掌る處に過ぎざりき。前世紀より一千八百二十三年に至るまでは驛遞總督は其數二人なりしも幾もなくして其數一人となれり。又一千八百六十六年以前に於てはカンニング内閣の成立せし時代を除き驛遞總監は總て貴族を以て之に任じたるも、一千八百六十六年以後に至りては常に下院議員を以て之に任じ、國會に出で、驛遞局を代表せしむることゝせり。又驛遞局は元來英倫驛遞局及び愛蘭驛遞局の二者に分れたりしも、一千八百三十一年に至り二局を合併して一人の總監をして之を主宰せしめ、一千八百三十七年以來驛遞總監を以て純然たる政務官となし、内閣の更迭と共に更迭せしむることゝせり。

顧ふに一千八百三十七年は驛遞局の歴史中最も記憶すべき時代なりと云ふべし。

乃ち此年を以て諸種の法律を發布し、驛遞事務に關して大改革を行ひ、總監の職權及び其執務の條件等を一定せり。即ち信書及び新聞紙の遞送は總て之を驛遞局の獨占とし、此事に關する個人の企業は總て之を禁ずる等凡て此規定に係れり。驛遞總監の地位は一種特別のものゝ云ふべし。驛遞局は一方より見るときは歳入を掌る部局の如き觀あり。然れども租稅徵收等の如き財政事務を掌るにあらず。驛遞局は一般公共の便利を計り且つ政府歳入の源泉となりて頗る煩雜なる事務を掌れり。故に驛遞總監の職務は頗る繁忙にして其權力亦隨て大なり。然れども其職權は法律を以て詳細に規定せられ、且つ常に大藏一等總裁の監督を受けざるべからず。左れば郵便稅の定額或は小荷物郵便の送遞料は總て大藏一等總裁の認諾を経て而して後之を定むるものとす。又驛遞局貯金銀行に關する事務其他金錢上の事務に就ても亦大藏省の認諾を要す。其他土地の賣買、交換及び電信に關する事務等總て皆然り。

以上述べたる處に依て見るときは驛遞總監の地位は他諸省の長官の地位に比すれば頗る相違する處を知るべし。例へば陸海軍の費用に就きて國會の質問を蒙

るときは大蔵省は乃ち之れが答辯を與ふるを得べしと雖も然れども海陸軍省が新に軍器を製し若くは軍艦を製造するに當ては決して大蔵省の認諾を要せざるなり。驛遞局の事務に至ては乃ち然らず。國會は驛遞局の事務の監督を以て總て之を大蔵省に委ねたり。極言すれば驛遞總監は其局内の事務を監督するに過ぎずして其狀恰も刀筆の小吏と多く異なる所なきなり。驛遞總監は外國に對する郵便事務の擴張其他の畫策を政府に建議するを得べし。然れども斯は其國會に座席を有するが故に爲し得る處にして其官職に附隨せる職權にあらず。故に驛遞總監なる官職が勢力を有し且つ頗る重要なるものとなれるは即ち其國會に於て地位を有するが故に外ならざるなり。

第七款 海軍省委員會 (The Admiralty Board)

海軍省は古來一人の高官をして之を主宰せしめたりと雖も近來數人の委員をして其事務に當らしむることゝなせり。乃ち海軍事務は恰かも財政事務が大蔵總裁の手に委ねられたるが如くロルド、ハイト、シニラル即ち海軍總督なるものゝ統轄する所たりしなり。史を按ずるに始めて海軍總督の職を設けたるは一千三

百八十五年にして始めて此職に就きたるをアルンデル及びサルレイ伯フィザレンとなす。然れども其間斷なく此職を見るに至りたるは一千四百五年以降なり。而して一千六百三十六年始めて委員制度を探り海軍事務を以て擧て國會の委員に處理せしめたり。王政復古の後ヨーク公(後ジョージ二世と稱す)海軍總督に任じ一千六百七十三年に至るまで勵精能く其地位を保てり。一千六百八十六年ヨーク公位に即くの後再び海軍總督たることを國會に宣告し、一千六百八十八年其讓位の時に至るまで依然其事に任ぜり。而して渠が曩に其職を辭し再び其任に當りし間とウイリアム三世即位以後とは總て委員をして此事務を處理せしめたり。一千六百九十年國會は此委員の職權を規定せる法律案を議決し。且つ委員の任命は凡て君主の自由に委することゝせり。乃ち君主は此決議に基き適任の人を選んで海軍省委員會を組織し爾來前世紀及び今世紀に於ける數年間を除くの外は今に至るまで連綿として繼續し來れり。

一千七百二年ロルド、ベムブ、ロク海軍總督に任じ此職は茲に數月の間復活せられたり。其後女王アンの夫たるジョオルヂ親王亦六年間此職に在り。一千八百二

十七年に至りクラレンス公(後ウィリアム四世となり)亦此職を襲ふ。然れども後十八ヶ月にして時の宰相ウエルリントン公は海軍事務を一人に委ぬるの弊を曉り遂に再び委員を設けて其職を司らしむることとせり。

海軍省委員の數は四人にして一人の一等總裁及び三人のシユニオル、ロイドを以て之に充つ。此委員は大英國の所轄に屬する悉皆の船舶を指揮し之を監督するの權力を有し、其他造船所、海軍倉庫及び軍艦製造所等を管轄す。

海軍一等總裁は内閣員を以て之に任じ、シユニオル、ロイド中二人は海軍士官、一人は文官を以て之に任ず。但し文官のシユニオル、ロイドは上下兩院何れかの議員を以て之に充つ。其他二人の副官あり。一人は終身官にして一人は政務官なり。後者は一等總裁の上院議員なるとき下院に出席したる海軍省を代表するものとす。

海軍省の委員は大藏省の委員會と異り純然たる合議體を成せり。蓋し一等總裁は假令省中に於て最上權力を有するも、但し名義の上にては其同僚と同一の權力を有するものとす、其政策に就ては一々シユニオル、ロイドに諮詢せざるべから

ず。故を以て若しシユニオル、ロイドの意見にして渠と衝突することあらんか乃ち自己の意見を變ずるか、然らざればシユニオル、ロイドの辭職を促さるべからず。然れども斯の如き場合は決して屢々起るものに非ず。何となれば若し一等總裁の意見シユニオル、ロイドに容れられざるときは一等總裁は先づ其意行を内閣に出し内閣の議決に因り君主の裁可を経て而して後之をシユニオル、ロイドに示し彼等をして已を得ず自己の意見に従はしむるの手段を探るを常とすればなり。

余は今や内閣と海軍省との關係に就きて講究せん。而して此點に就きて最も注意すべきは海軍省は他の諸省例へは陸軍省の如きに比して其地位甚だ低きこと之れなり。其長官たる一等總裁は國務尙書の一人にあらず。海軍省は陸軍省を監督する一の委員會に過ぎざるなり。故に海軍省は實に内閣の命令を遵奉せざるべからざるのみならず國務尙書が主宰せる他の諸省の命令をも遵奉せざるべからざる場合すら往々之れあり。例之各殖民地若くは諸外國に派遣する艦隊の數の如きも、殖民省若くは外務省に於て之を定むるなり。左れば國務尙書の一人

にして君主の命を奉じ、命令を海軍省に下すや、唯々指揮に違ひ、諸般の準備をなさざるべからず。今一例を擧て海軍省の地位、他諸省の下に在る所以を證せん。

在昔チャサム卿宰相たりしとき、自ら海軍省の事務を掌り、自ら艦隊の運動を指揮し、一等總裁をして命令書を閲讀せしむるとをさへ許さずして之に調印せしめたることあり。又現世紀に至り、艦隊をコペンハーゲンに送るに際し、海軍省委員は其自身の手を以て命令書に捺印したるに拘らず、派出したる軍艦を監督する能はず、又其運動するも知ること能はず、艦隊指令官は國務尙書より命令を聽くべき旨を達せられたり。然れども此等は特に秘密を要すべき場合に限り、平常は一等總裁をして海軍一般の事務に當らしめ、以て其實に任せしむ。惟ふに英國の如き海軍國に於て、海軍省の地位を他の諸省の下に置き、其長官の權力を狭むること此の如きは頗る怪しむべきに似たりと雖も、必ずしも然らず。海軍省の地位を高からしめざるは畢竟するに海軍省を重ざる所以にして、其長官の權力を大ならしめざるも亦之が爲に外ならず。乃ち海軍省を内閣其他諸省の下に置きて自在に命令して之を運動せしむるは即ち此制度の主眼に外ならざるなり。

海軍省の地位は即ち以上の如くなり、雖も、其一等總裁が省内に於て主る處の職掌は最も重要にして其責任も亦隨て重し。今其事務の大要を擧ぐれば。

- (一) 海軍省に附屬する各局の事務を監督すること
- (二) 海軍省の權内に屬する政治上の諸問題を裁決すること
- (三) 海軍省の經費を監督し及び國會に提出すべき豫算表を編製すること
- (四) 海軍省に屬する文武官を黜陟すること
- (五) 海軍省の勳功を識別すること

一等總裁の下に次官ありて下院に出席すること屢に述べたり。然れども近來一等總裁は陸軍尙書と等しく下院議員より之を選任するの慣例となれるが故に、此次官の下院に出でて長官を補くるは憲法上の必要にはあらずして寧ろ相互の便宜に因ると云ふに如かず。然れども若し一等總裁にして上院議員なることあらんか、次官は下院に出でて海軍省を代表し、事細大となく辨明せざるべからざるを以て其職責亦甚だ重し。元來次官はユニオル、ロードの下に位するものなれば、其委員會に於ては發議の權を有せず。然れども常に一等總裁と親密なる關係を

有するを以て、次官にして敏達鋭智の士ならんには、省内に於ける勢力甚だ大なり。海軍省に六局あり。曰く造船局、曰く會計局、曰く倉庫局、造船用の木城其他の需用品を供給す、曰く調度局、艦隊に糧食其他の必要品を給す、曰く醫務局、曰く土木局、船舶碇泊所又は造船所に屬する建物の建築等を掌る是れなり。各書記官を以て之が局長たらしむ。此等の局長は互に獨立し、其掌る所の事務に就き、委員會に對して責任を負ふ。各局長は重要事件に就き互に協議するを常とす。然れども其事務の一般方針に就ては委員會の監督の下に在らざるべからず。一等總裁は其必要なる場合に際し、屢々此等局長と交渉することあり。而して造船局長の如きは一等總裁との交通最も頻繁にして、軍艦の修繕、造船所の改良等に就き屢々意見を一等總裁に建言することあり。

此他尙ほ規模小なりと雖も、頗る重要な部局あり。曰く運輸課、曰く記録課、曰く海圖課等之れなり。但し此等の課長はマニニオル、ロイドの指揮を奉じて事務を執るものとす。

第二節 管理職 (Regulative Office)

第一款 商務局 (The Board of Trade)

世人往々商務局の始めて設置せられたるをチャールズ二世の御宇なりとす。雖も蓋し然らず。商務局の始めて設けられたるは實にクロムウェル執政の時にあり。一千六百五十五年クロムウェルは其子リチャードを以て會長とし、貴族、裁判官、紳士及びロンドン、ヨーク、ニューカッスル、ヤーマウス、ドーヴァル其他の諸都府より二十名の商賈を會集し、共和政治の下に於ける商業、運輸等の事を協議せしめたり。然れども其結果の如何は今日に於て具さに之を知る能はず。傳へて曰ふ、『當時英國人と商權を争ひたる和蘭人は此會議の設立を見て痛く驚き、英國の商權之に因て擴張せられんことを憂慮したるも、既に於て此會議の事務の進行を見て大に心を安じ、敢て恐るゝに足らずとなせり』云々と。亦以て此會議の效果見るべきものなかりしを推知するに足らん。

夫れ斯の如くクロムウェルの商法會議は英國の商權を擴張するに足らず。チャールズ二世の時に至りて其組織を改良し、隨て好結果を生ずるに至れり。一千六百六十年チャールズ二世は二種の會議を設け、一を商務會議となし、一を殖民會議

となす。其後二者を合併して貿易殖民局となせり。此局一千七百八十年バルクの發議に因て廢せられ其事務の中商務に關するものを擧げて國王陛下の任命したる委員會に移せり。其後特例を以て商務を樞密院に附屬せしめ爾來四五十年間該院に於て商業貿易に關する事務を執り遂に一千七百八十六年に至り特に商法委員會を設くるに至れり。當時委員會は外國貿易上の條約を締結するに當り政府の顧問を受け又輸出入の調査をなし、又貿易に關係したる殖民地の法律を制定するに至りて政府の顧問を受けたり。其後英國財政上の主義一變してロバルト、ピール自由貿易主義を實行するに及んで此局の事務も亦一變して外國と貿易上の條約を爲すときは外務省の顧問となり(一)貿易に關する法律を發するときは殖民省の顧問となり(二)海關稅及び内國稅を課るときは大藏省の顧問となり(三)營業免狀を出す時に當ては樞密院の顧問となり(四)凡て貿易に關するに就ては下院の顧問となり(五)及び英國の統計表を製する事(六)等を掌るに至れり。其後諸商會勃興し鐵道の敷設起り船舶の出入増加し、從て貿易に關する法律を要するに及んで商務局の事務益々繁劇を増す。故に外國通商條約に關する事務は之を外務

省の一局に移し、當今商務局は其務に與らざるに至れり。

現時商務局の委員となる者は委員長一人、大藏一等總裁、主稅尙書、各國務尙書、下院議長、カンタプリーの大僧正等なり。然れども實際の事務は委員長之に當り、他は皆有名無實の委員に過ぎず。而して委員長の外に書記官二名(一名は國會に出席し、一名は本省の事務に當る)書記官補四名を置いて事務を掌らしむ。

今時商務局は五分に分る。(一)統計及び貿易部(二)鐵道部(三)商船部(四)港務部(五)會計部是れなり。

第一 統計及び貿易部 貿易部は往古商務局の掌りたる事務を繼ぎたるものにして、近く一千八百七十一年及び二年の頃(即ち疊に述べたる通商條約に關する事務を外務省の一局に移したる時)統計部と合併し統計及び貿易部と稱するに至れり。現今該部の掌る事務は貿易の事に關し必要に際して他諸省の顧問に應じ且大英合衆王國、其殖民地及び外國の統計表を調製し、商況の月報及び年報を管理し、并に鐵道、農業、殖民等に關する統計表を編製することを掌れり。

第二 鐵道部 該部は一千八百四十年始めて組織したるものにして、一千八百四

十六年の頃には別に鐵道會議なるものを設けて議案を議せしめたりと雖も、幾許もなく其權力は再び商務局に移り、爾來万般の事務凡て該局に於て行ふこととなり。今鐵道部事務の大要を擧ぐれば鐵道の検査を爲し、鐵道より生ずる損害の根原を調査し、鐵道敷設の免狀を下渡す事等なり。其他各都府の瓦斯製造所を監督するも亦此局の權内にあり。然れども一千八百七十三年に至り別に鐵道委員會なるものを設置せしより鐵道部の事務大に減縮せり。

第三 商船部 該部は一千八百五十年始めて設けたるものにして其事務は商船條例及び航海條例等に從て商船を検査し及び士官水夫等の試験をなすにあり。近來に至りて該部の事務大に増加したるを以て別に二部を新設して該部事務の幾分を分掌せしむ。爾來該部の特占する所の事務は水夫の衛生、水夫の規則及び士官の行狀手練等を検査し且つ船艀の検査をなすに止るなり。

第四 港務部 該部の掌る所の事務は頗る複雑にして、現今單に之を港務部と稱するは少しく其當を失ふが如し。今其事務の大要を擧ぐれば海港、燈臺、水先案内等に關する事務を掌り、又權衡及び尺度を一定することを掌るなり。故に貿易上

或は科學上に用ゆる尺度或は權衡は皆該部の定むる所に係る。加之貨幣鑄造の検査を爲し、金銀貨の性質重量等を検査し、瓦斯を測るの標準を定め、又石炭油の度を測る器械を検査するをも皆該部の管理する事務とす。

第五 會計部 該部は千八百五十一年始めて設置したるものにして商務局全般の會計を管理し、水夫及び水夫の遺族等に授與する年金等の事務を掌るものとす。其事務の最も重大なるものを擧ぐれば商務局各部の入費を検査し、其會計を整理し、全國生命保險會社の會計を年々國會に報告するの二項とす。

商務局の委員長は上院若くは下院の議員にして近來まで内閣に列する能はざりしが、一千八百六十四年外國貿易委員會の建言に因り始めて内閣に列することとなり、爾來今に至るまで其制を更めざるなり。

商務局には近來まで委員長の外に副長なるものありき。是れ内閣員にあらざるも樞密院議員となり政務官の一員に列するものなりしが、其實務の上に好果あらざるの故を以て一千八百六十七年此副長を廢し、爾來書記官二名及び書記官補四名を置き以て其局の事務を分擔せしむ。書記官の中一名は下院の議員にして委

員長上院議員なるとき之に代て商務局を代表するものなり。

第二款 工務局 (The Board of Works)

工務局は一千八百五十一年國會の決議に因て始めて設置せられたる者なり。是より先き英國の工業及び建築事業等は山林局の事務と共に責任を有せる大臣の管理に屬し、且つ公園及び公共の建築物等に關する費用は總て王室に屬せる土地の收入を用ゆる慣例なりしなり。然るに一千八百五十一年國會の決議に基き土地收入を以て全く別途に置き、公共の建築物の設置及び維持等に關する費用は總て支給委員會(國會に於て委員會にして政費供給の事を議す)の決議に従ふべき旨を決定し、翌五十二年國會の決議を以て工務局の事務を山林局より分離し、延て今日の状態を保てり。

工務局は商務局と同じく委員會議の性質を帶ひ一等委員と稱する長官及び各國務尙書、商務局長等を以て組織す。而して其會議組織の只名義上に過ぎざること亦商務局の如し。乃ち萬般の常務は總て責任を有せる長官即ち一等委員の掌る處にして、一等委員は常に大藏省の監督を受くるものとす。

工務局に屬する事務は王室に屬する諸宮殿各所の公園及び公共の建築物等を監督するにあり。一等委員は樞密院の議官にして時としては内閣員を以て之に任ずることあり。又此任に當るものは概ね下院議員より出るを常とす。此局や他省の如く國會專務の書記官なきを以て一等委員は下院に出席して該局を代表するの必要ありとす。工務局の事務は國會に於て最も嚴密に監視せらる。蓋し國會の議に附せらるべき問題甚からずと雖も、工務局の事務に關する問題程屢々會議に上るものは殆んど之れあらざるなり。夫れ斯の如く工務局は國會の監督を受くると雖も、其直接の命令なきときに於ては大藏省の指揮に従はざるべからず。而して大藏省は是が爲に書記官、書記其他の屬官を置きて其事務を扱はしむ。工務局一等委員に屬する職司は書記官一名、書記官補一名、其他測量師、圖師等あり。

第三款 地方政務局 (The Local Government Board)

地方政務局は他の行務諸省に比すれば較や其政治的威嚴と歴史的沿革とを欠くもの、如し。然れども其社會に必要なるの點に至ては決して他の官衙に譲らず。合衆王國數千方の蒼生の幸福安寧及び生命を保護するの重要事務を有せる此局

の如きは他に之れあるを見ざるなり。此局は今より十數年以前に設置せられたるものにして貧民救濟局に代りて起りたるものなり。故に此局の起原を探らんと欲せば先づ貧民救濟局の沿革を知らざるべからず。抑も貧民救濟局なるものは一千八百三十四年ウィリアム四世の時貧民救濟法の改正あるに際し始めて設置せられたるものにして、其初は中央政府の一部として他の諸官衙と比肩することを得ず、其權力隨て微弱にして其委員の如き席を上下兩院に有する能はず、内務尙書の手を経て間接に立法部の指揮を奉じたるものなり。加之委員は其當初に在ては任期に限りありて、常に其職に在ること能はざりき。然れども爾來其任期は屢々法律を以て延張せられ、終に一千八百四十七年に至り一度此局を廢し、更に其規模を擴張し、直接に下院に對して責任を有するの一局となし、初めて貧民救濟局々長なるものを置き、内閣員中より四名を撰抜して其委員となせり。即ち樞密院議長、内務官、内務尙書及び主稅尙書等之れなり、但し此等は所謂名義上の委員と知るべし。以上述べたる所は即ち貧民救濟局の沿革にして、此局は一千八百七十一年を以て

廢せられ更に地方政務局なるものを設立す。地方政務局は貧民救濟局に比すれば規模更に廣大にして従て其事務の如きも一層煩雜にして責任亦重きを加へり。地方政務局管理の事務は實に貧民救濟の事のみならず、普く全國の衛生及び地方の政務に關することを處理し、其局員は君主の特選する所の局長、樞密院議長、國務尙書、内務官及び主稅尙書等なり。斯の如く地方政務局なるものは貧民救濟局に比すれば其事務頗る繁多を倍せり。要するに地方政務局は從來貧民救濟局の管理せし事務に比すれば二種の重大なる事務を増加したりと云ふべし。地方政務局の沿革概ね右の如し。次に進んで此局の事務に論及すべし。而して此局の事務中貧民救濟の事は頗る繁雜に在るを以て之が説明を後日に譲り、又其市政の改良に關する事項は後章地方制度を論するの時に於て詳説するを以て此章に於ては單に此局と地方廳との衛生事務上の關係如何を論せんと欲す。蓋し衛生の事務たる頗る煩雜にして、之れに關する法律も三百四十三款の多きに彌れるを以て茲に仔細に論ぜんとするも到底得べからざるなり。左れば今先づ其要領のみを掲げ、茲に此局の衛生事務を大別すれば三種となすべし。曰く發金、曰く

補正日と監視即ち之れなり。

第一 發企の權

地方政務局は地方廳と協議をなすことなく、獨斷を以て諸種の地方事務を遂行するの權あり。乃ち時としては指令を地方廳に下し、又時としては直接に地方人民に命令を布告することを得るなり。例へば悪疫流行の時に際し汚穢物取除又は其他衛生上必要な令を地方官に下すことあり。或は直接に地方人民に令して悪疫の蔓延を豫防せしめ、若くは現行法律の施行區畫を擴張例へば從來市部衛生區にのみ適用せる條款を更に村部衛生區に及ぼして市部の權力を村部に附與するが如き之なりする等の權を有するものとす。

第二 補正の權

地方政務局は以上述べたる如く地方廳を管轄する權利の外更に其獨斷を以て地方廳の過失を糾正するの權を有す。例へば地方廳にして下水の浚渫水道の修築等を怠りたる旨の訴を爲す者あるときは地方政務局は其訴の正當なるを認めたる上令を地方廳に下し期日を定めて其事務を施行せしむ。而

して地方廳若し期日内に之を執行せざるときは更に吏員を派して之を執行せしめ、其入費は總て地方廳をして負擔せしむるが如き之れなり。

第三 監視の權

地方政務局は監督を置きて地方廳の事務を監視す。斯くして各地方廳の衛生事務を視察し、若し地方廳にして其事務を怠るが如きことあらば、乃ち以上の二權力を用ひて之を糾正す。地方政務局の權力は常に之に止らず、地方廳の衛生に關する費途は悉く該局の監督に係るものとす。

地方政務局々長及び書記官の一名は共に國會に列することを得て該局を代表す。局長は概ね下院議員なれども必ずしも上院議員は之に任ずる能はざるの理由あるに非ず。而して當今局長は内閣員の一人を以て之に任ずるの例となれり。

第四款 樞密院の教育委員會 (the Committee of Council on Education)

樞密院が古來行政政府の一部として數種の事務を掌ること曩に之を述べたり。而して余は今や樞密院が全國の教育に關し如何なる事務を掌るやを説明すべし。

其司法に關する事務は後段司法制度を論ずるの章に於て之を説くを以て順序とす。

抑も樞密院に委員會を設けて始めて一般教育に關する事務を掌らしめたるは一千八百三十九年にあり。而して其初めに當てや國會より教育獎勵の爲毎年政府に出す費額の監督を掌り、其の委員の如きは數名の内閣員を以て組織し、全く樞密院に隸屬したりしなり。然れども一千八百五十三年に至り始めて教育万般の事を執掌するに至り、教育委員會なるものを設け、會長一人、書記官一人、書記官補一人、其他多くの屬僚を以て組織せり。而して一千八百五十六年下院の建議に因り更に副會長を置くことせり。教育委員會を組織せる委員は通常内閣員を以て之に任ず、副會長は例外なり但し時としては副會長も亦閣員を以て之に任ずることあり。乃ち現時教育委員會の委員は(一)會長、(二)副會長、(三)主稅尙書、(四)海軍一等總裁、(五)内務尙書、(六)陸軍尙書、(七)外務尙書、(八)愛蘭土尙書、(九)地方政務局長等なり。又蘇格蘭の教育に關しては別に教育委員會の支部を設け、會長は兩委員會を兼任するものとす。

教育委員會の權力は海軍省委員會と商務局委員會との中間に在るものにして、海軍省の如く樞要の地位を占むるには至らざれども、商務局委員の如く有名無實のものにもあらざるなり。乃ち委員等は實務を掌ることなしと雖も、然れども會長は常に委員を召集して之と協議し、殊に一般施政に關する重要問題に就ては常に委員會の決議に従ふを恒とす。此委員の權力如何に關しては論者往々其説を異にす。ロルド、シャルナルークが往年論じたる説に曰く「委員會は會長の權力を控制する爲に設けられたるもののみならず、委員會自ら亦充分の責任を有せざるべからず。左れば若し委員會と會長と意見を異にしたるときは會長必ず委員會の説に従はざるべからず」と。然るにロルド、グランヴィルの説に據れば會長の權力は委員に勝れりとなすが如し。之を實際に徴するに會長と委員と其説を異にするとき會長敢て委員の意に従はざるべからずと云ふの義務あるに非ず。便宜上委員の意見を採用するに止るが如し。

教育委員會の事務は一千八百七十年の以前に於ては此省の職務は主として教育獎勵の爲に年々國會の議決する費額を管理するにありし、これ現時と雖も委員

會の掌れる最も重要な職務として存せり。而して委員會は此金額の中より校舎の建築、教員の俸給及び教育器具の購入等を支給し、學校の維持費及び教員練習所の設置及び維持費等を供給するものとす。然れども一千八百七十年政府新に教育令を發してより以來、教育委員會の事務頗に複雑を來し、實に毎年の支給を掌るに止らず、更に進んで各地方に學校を建設し、學年に達したる子弟を教育薫陶し、學事の監督を掌るに至れり。要するに現時委員會の掌る所は教育會を施行するにありて之を遵奉せざるものあれば強迫して之に従はしむる等の任を負へり。加之毎年國會より出す所の金額を支拂ふべき方法を定め、國會に支拂方法を出して其議決を経、又教育月報を製して之を國會に出し、國會は此支拂方法書及び教育月報に因て能く此委員會を監督するものとす。

會長を補佐して教育委員會の常務を掌る者は書記官一名、書記官補四名とす。書記官補の中三名は英國の事務に當り、他の一名は蘇格蘭の事務に當る。而して副會長は恰かも他省に於ける國會專務の書記官に相當するものにして、而かも其地位は國會專務書記官の右に出で極めて樞要の地歩を保てり。副會長は時として

は内閣に出席することあり、又省中に在ては殆んど悉皆の事務を掌るものとす。渠は總ての事務を識別し、其事務の性質に因りて之を會長に執奏す。蓋し十中八九は自己の獨斷を以て決定するを得るなり。副會長の權力は斯の如く大なりと雖も、然れども新に規則を制定し、或は現行規則を變更するが如きことは勿論、會長の許可を経ざるべからず。要するに副會長の權力如何に大なりと雖も、其憲法上の責任は當然會長に歸すべきや論を俟たざるなり。

教育會議に附屬するものを學藝部となす。これ一千八百五十六年まで商務局に屬したるものなりしも、同年始めて教育會議に附屬せしめたり。該部の事務は教育會議の會長及び副會長之を掌り、他の委員は毫も之に與らざるなり。而して學藝部には書記官の外に終身官を置き、専門家を以て之に任じ、各地方の技術學校を監督せしむ。

樞密院が教育に關して掌る所は實に以上述べたるが如し。此他樞密院の掌れる行政事務は其數甚だ多かりしも、今日に於ては唯だ一を存せるに過ぎず。衛生局一度廢止せられ、此局に屬せる權利義務は舉て之を地方政務局に移してより樞密

院の事務として存せるは唯だ家畜流行病豫防に關するもののみ。然れども此事務に關する詳細の説明は要なきを以て茲に之費をせず。

第五款

ランカストル公領總裁 (The Chancellor of the Duchy of Lancaster)

ランカストル公領總裁の官を設けたるはヘンリー四世の時にあり。ヘンリー四世は元來ランカストル公にしてチリヤード二世を殺して王位に登りしものなるを以て王位に即くべき正當の權利を有する者にあらず。故を以て若し王位を失ふときはランカストル公の位置を保ち其領地を子孫に傳へんと欲し、ランカストル公領なるものを置き其領地を監督せしめたり。此領地はエドワード四世のとき一回之を王室の財産中に加へたりしが、ヘンリー七世のとき再び之を舊に復せり。

ランカストル公領總裁の事務は公領の歳入を監督するにあり。然れども實際の事務は副總裁之を掌り、總裁は内閣に入て政府の政略に參與するなり。故に此官は有爲の政治家にして内閣員となすべきも他に委任すべき事務なきとき此官を

與へて内閣に列せしむるの便に供するのみ。

第六款 愛爾蘭事務局

(The Irish Office)

愛爾蘭行政事務を主宰する者を愛爾蘭總督即ちロルド、レフテナントと云ふ。女王陛下の代官として愛爾蘭を治むるものなり。ロルド、レフテナントとはロルド、レフテナント、ゼテラル、及びゼテラル、ガヴァノル、オヴァイルランド等の語を省略したるなり。ロルド、レフテナントは樞密會議ありて之を補佐し、其樞密會議は五十人乃至六十人の議官より成り、其決議は英國の樞密院の如く百般の行政事務を確定す。左ればロルド、レフテナントは外見上甚だ重大なる權力を有するが如く。然れども實際は之に反し重要な事件に就きては一に内閣の指揮を仰がざるべからず。ロルド、レフテナントを指揮するの責任を有する内閣員は當初内務尙書に屬し今尙ほ名義上其責任内務尙書に歸す。然れども實際はチーフ、セクレタリー、ツィ、ゼ、レフテナント(愛爾蘭書記官長)と稱する官吏ありて之に當る、即ち愛爾蘭尙書是なり。元來愛爾蘭書記官長は愛爾蘭總督の書記官長なれども、今は其權力却て總督を凌ぐに至れり。蓋し愛爾蘭總督は愛爾蘭にあるも愛爾蘭書記官長は倫

致に在り、愛爾蘭の行政に關して議會に對して責任を帶ぶ責任即ち權力の源なるを以て、今日は書記官長却て總督を指揮するの形となれり。左れば愛爾蘭書記官長は樞密院の議官を以て之に任じ、殊に近世に至りては下院に列席し時として内閣に列する事あり。又以て此職の如何に緊要なる者となれるを知らん。愛爾蘭書記官長を内閣に列席せしむるに就てはサー、ロバート、ピール嘗て反對して曰く『愛爾蘭書記官長を以て内閣に列せしむるは長官と屬僚との順序を轉倒するものなり(何となればロルド、レフテナントは内閣に列席せざればなり)。加之之に獨立權の施行を許すときは一層其權力を強大ならしむるの弊あり』と。要するに愛爾蘭書記官長が内務尙書に屬するは只憲法上の原前を形式的に守ると云ふに過ぎず。之を指揮命令する者は只大宰相若くは内閣全體の外之れあらざるなり。

第七款 蘇格蘭事務局

(The Scotch Office)

一千七百七年英蘇合併して一王國となりしより以來蘇國の立法部を解散して万端の政務は悉く之を倫敦に移し更に國務卿を設けて蘇國に關する總ての政務を委ねたり。其後一千七百四十六年に至り此職を廢して他の二人の國務卿をして

事務を分擔せしむることゝせり。後一千七百八十二年始めて内務尙書を置くに及んで蘇國の事務は内務尙書之を擔任することゝなりぬ。然れども其實際事務に於ては別にロルド、アドヴォケートなる者あり、内務尙書を補佐して蘇國の行政事務を處理せり。ロルド、アドヴォケートは元來司法官にして檢事總長の如き官に在る者なりと雖も蘇國の事に關しては恰かも内務次官の如き地位に在りて其衝に當れり。然るに一千八百八十五年に於て蘇國行政の爲に別に一省を設け蘇格蘭事務尙書なる者を置きて其事務を掌らしむることゝなれり。然れども蘇格蘭事務尙書は國務尙書にあらず、又必ずしも内閣員に非るなり。

第八款 農務局

(The Board of Agriculture)

農務局は一千八百八十九年に於て始めて設置せられたるものにして、英國行政諸省の中最も新なるものに屬す。農務局は商務局、地方政務局、工務局等と同じく名義上の委員を以て組織し、其實務は總て委員長之を處理す(委員長は下院議員を以て之に任ず)。

農務局に於て掌る處の事務は元と樞密院及び土地委員會等に於て掌りたる處に

して、農務局は畢竟此二者より脱躰して成立せるものと云ふも不可なきなり。左れば其職掌中害蟲の驅逐に關する事務又は家畜傳染病豫防に關するの事務の如きは元來樞密院に於て掌りたる處にして、又土地私有の免許等に關する事務は土地委員會に於て掌りたる處に外ならず。

總て此等の事務は元來國會に代表者を有せざる委員會に於て掌りたるを農務局に移して國會責任の實を擧げしむることとせり。

第九款 君主の法律顧問官

ザ・ロウ・オフィサー・オブ・ザ・クローン
(The Law Officer of the Crown)

君主の法律顧問官に二種あり。アトルネイ、ソエチラル及びソリシトル、ソエチラルと稱するもの即ち是なり。前者はエドゥアード一世の時に於て創設せられ、後者はエドゥアード四世の時に於て創設せられたるものとす。

法律顧問官は常に君主法律上の顧問たり君主の代表者たるに止らず更に進んで社會の秩序を紊亂するの犯罪に關して政府の顧問たり。左れば法律顧問官は政府及び其各部に法律上の意見を呈し、又下院に出で、政府の行爲に關する法律上

の疑問に關し政府を辯護することあるべし。

法律顧問官の義務は數種に分る。(一)君主、政府及び行政各部の法律顧問となり、(二)政府(内閣にあらず)の一員となり、政務官の更迭と共に更迭し、(三)下院議員となり、施政上に與へたる自己の意見に對して責任を負ひ、且つ(四)全國辯護士の長たり。

法律顧問官は又蘇格蘭及び愛爾蘭の事に關して政府法律上の顧問となる。但し蘇格蘭に關してはソリシトル、ソエチラル及びロールド、アドヴォケート此任に當り、愛爾蘭に關してはアトルネイ、ソエチラル及びソリシトル、ソエチラル此任に當るものとす。

第四章 司法制度

第二節 法廷の沿革

英國の司法制度を知らんと欲せば一千八百七十三年裁判所構成法發布以後の制度に就きて研究せば乃ち足れり。然れども其太古サクソン時代より發達して現時の制度となれる沿革を知ること亦必要ならずとせず。請ふ之より司法制度發達の概略を説かん。

『君主は正義の源泉なり』とは現時文明國家の確認せる原則なり。然れども英國の君主は歴史的に正義の源泉に非るなり。遠き古代に於ては社會の秩序なるものは君主の安寧を計るか爲にあらざりして、人民の安寧を計るか爲に外ならざりしなり。即ち當時の司法制度は全然個人的なりしを、漸次に君主の安寧は即ち國民の安寧なる所以を曉るに至り、遂に司法權を以て君主の掌中に歸せしめ、『君主は正義の源泉なり』てふ原則を生ずるに至りしなり。

左れば太古サクソン時代に於ける英國の司法制度は此範圍内に於ける國家事業に外ならざりしなり。即ち當時君主は單に國民安寧の保護者を以て目せられ、總ての裁判事務は各地方の自治に一任し、或る種類の刑事訴訟のみを以て君主の手に歸し、百家團ハインランド一種の地方團體若くは州シャイアの地方法衙に於て判決せる民事訴訟を以て君主及びウィータンワイツマン賢人會議ワイツマンの掌る處となせり。

進んで封建時代に至り裁判權は益々地方的に流れ、封建諸侯は各自に其人民を裁判するに至れり。然れどもノルマン諸王の慧敏なる徒らに諸侯に抵抗すること爲さず、先づ裁判事務を分ちて宗俗の二種となし、而して僧侶に關する事件の外

は宗教に關する事も總て俗務の中に混入し控訴事件に對する朝廷の裁判權を擴張し君主自身は少くとも一年三回朝廷に出で、訴訟を聽くの制となせり。

然れども當時朝廷に於て掌りたる一般の訴訟事務は百家團又は州の地方法廷より來る處の控訴事件君主の利害に關係ある事件直接受領者君主より直接に土地を受領せる者間の訴訟並びに通常訴訟事件中較や特例に屬するもの等なりしものゝ如し。而して朝廷は時に命令狀を發して各地方に起れる事件を裁決し又は其事件を朝廷に受理することあり。又ヘンリー一世及び二世の時代に於ては巡回判事を出して各地方を巡回せしめ朝廷を代表して地方の裁判又は財政事務を掌らしめたることあり。

一千百七十八年に至り僧侶俗人二名を選任して判官となし人民の訟を聽かしめたり。蓋し此判官の職務は君主自身にては特に困難を感ずるの事件を裁決するにありしなり。是れ後世王室裁判廷即チコート、オヴ、キングス、ベンチと稱する法衙の濫觴に外ならず。幾もなく更に人民と人民との間に生ずる訴訟を裁決するの一法廷を設け之をコムミニニア、ブラシタト稱せり。即ち普通法々廷コート、オ

ヴ、コムンプリースの濫觴なり。而して一方にはエキスチエツカル法廷なるものありて君主の直接に關係したる訴件の審判及び會計検査の職をも掌れり。夫れ斯の如く十三世紀の末より一千八百七十三年を以て發布せられたる裁判所構成法(マニイクチユア、ヤクト)の施行せらるゝに至るまで英國三大法廷の存せるを見るべし。即ち君主の利害權力に關する件を審判する王室裁判廷臣民間の訴訟を審判する普通法廷(即ちコートオヴコムモンプリース)及び政府歳入の徴收より生ずる紛議を審判するエスキエツカル法廷是なり。然るに當時王室法廷及びエキスチエツカル法廷は頻りに其裁判權の擴張を希望し漸次普通法廷の權限を蠶食するに至り十四世紀の頃に至ては此三法廷の權限殆んど判別し難きに至れり。

幾もなくエキスチエツカル法廷は分裂してチャンセロール部なるものを出せり。チャンセリイの部長は即ち大法官(チャンセロール)にして從來朝廷より出でたる諸命令書の如き皆該部より出づるに至れり。チャンセリイ部は斯の如き行政的職掌を掌るのみに止らず更に司法上に於て重大なる權力を有するに至れり。抑も

當時一般の裁判事務は曩に述べたる三法廷の掌る處なりと雖も若し人民にして此等法廷の判決に不服なるときは更に國會に於ける君主に請願することを得たり。是に於てか貴族院に控訴々件を裁決するの權あり。然るに其君主に請願する事項にして實に法廷の判決不當なるの件に止らず其必要なる救済を請願するものあり。而して當時此等救済訴件の判決は之を大法官に委ねて君主の仁惠を請願者に施さしむるの習慣なりしなり。今例を擧げて大法官の職掌を説明せん。茲に原被兩告ありて原告被告に對し契約破壊より來れる損害の賠償を請求するの訴訟を提出したりとせんに普通法廷は之に判決を下して曰はん「被告は原告に對して其損害を賠償すべし」と。而して大法官は曰はん「原告は暫く其損害を忍ぶべし」と。即ち大法官の掌る處は所謂君主の衡平法上の特權を使用して普通法を補綴するにありしなり。茲に於てか此二制度の間に紛議を生ずるに至る亦自然の結果なりと云ふべし。

是より以後此兩法廷の間に權限の爭議を生じ漸次衡平法の上に改正を見るに至りたりと雖も少しく問題外に屬するを以て特に之を説かざるべし。

又一千八百五十七年に於て遺書裁判所(プロバートコート)及び離婚裁判所(コート
 フォア、ディヴァース、エント、マトリモニアル、コーセス)と稱する二法廷を設置せり。此
 等は宗教裁判所(後節に審かなり)より分離せるものなり。元來宗教裁判所は其宗
 教上の事務と併せて財産分離、遺産處分、其他婚姻より生ずる事件等に関する事務
 を掌りたるを此二法廷に移したるなり。又リチャード二世の時コート、オヴ、ロル
 ド、ハイ、アドミラル(海軍裁判所)を設け各州の管轄以外に於ける海上の犯罪人を審
 判し且つ戦時の捕獲物を審査する等の事を掌らしめたり。
 以上述べたる處は一千八百七十三年の改革に於て最高等法院(スプリーム、カール
 オヴ、ユナイテッド、キングダム)の中に網羅せる諸法廷の沿革にして極めて簡略なるもの
 に過ぎずと雖も亦以て其概要を知るに足らん。

第二節 一千八百七十三年改革の當時に於ける諸
 法廷

今や一千八百七十三年裁判所構成法發布の當時に於ける諸法廷の組織に就きて
 説明を加ふべし。而して之を爲すに當ては先づ民事裁判に關しも述ぶるを順序

とす。普通法上の裁判權は三箇の大普通法法廷に屬したり。
 王室裁判廷(セ、クイーンズ、ベンチ)は普通法法廷の首座に立ち女皇常に親しく臨むも
 のと推定されたり。此法廷は當時尙ほ遺存せる實訴(不動産に關する訴件)を除く
 の外臣民間に起る一切の訴訟を審判するを得たり。又該廷に專屬せる幾許の事
 務ありき。即ち治安判事其の他下級裁判權を有する吏員に一の職務執行を命ず
 る大權に基く命令狀(コンマニツ)に關する事君主の法律顧問官(ロイヤル、カウニル)より提起し而して古代の誰可
 狀(レコニツ)と等しき効力を有し人の在職權を審問するの訟訴等是なり。

普通法廷(セ、コムモン、ベンチ)は臣民間の訟訴に於ける一般の裁判權實訴、廢止後遺
 存せる同種の訴件に於ける特別裁判權及一千八百六十八年國會議員選舉法(パリアメント、メンバ、エレクト、ビ、
 り争議となりたる選舉より起る法律問題に關する選舉人名簿調査官の審判に對
 する控訴事件に關する特別裁判權を有しき。

エキスチエツカール法廷(セ、コート、オヴ、エキスチエツカール)は一千八百四十一年に其
 衡平法上の裁判權を失ひ一千八百七十三年には政府歳入事件の法廷にして又普
 通訴件(コモン、ラウ)の法廷たり。而して前者の資格に於ては王室の臣民に對する權力に關す

る事を掌り第二の資格に於ては他の普通法々廷に專屬せざる普訴件を扱ひたり。」「
 チヤンセリー法廷[○]、コート、オヴ、チヤンセリー[○]はエキスチツカル法廷が其の衡平
 法上の裁判權を失ひたる時より後從前該廷主管の下に發達したる事務を専ら引
 受たり。普通法法廷に於て衡平法上の救濟法を適用せんとしたる運動は其の効
 を奏せざりしなり。

海軍裁判所[○]、アドミラリティー、コートの權限はヴィクトリヤ三、一四年第六十五號
 とヴィクトリヤ二十四—二十五年第十號との法令を以て明定し且擴張したり。
 此等の法令に依れば該廷は重に民法上の規程に據りて海上に起りたる損害及全
 然海上に於ける契約に關する訴件を審判したり。
 遺書裁判所[○]、コート、オヴ、プロベートは遺書證明書[○]、プロベート、オヴ、ウイル即ち死
 亡者の遺産處分書に對する證明書交附方許否の權從來宗教裁判所其他の管轄に
 屬せし分をも悉く其主管中に收めたり。
 婚事裁判所[○]、コート、オヴ、ディウオリス、エンド、マトリモニアル、コースは離婚に關
 する訴訟又は結婚より起り來る訴件に就き從來存在せる裁判權を悉く主管する

こととなりヴィクトリヤ二十一—二十一年第八十五號の法令を以て定めたる新規
 定の外凡て宗教裁判所の訴訟手續を襲用したり。

以上は一千八百七十三年に於ける中央諸法廷の民事權限の概畧なり。是より其
 組織を説明せん。

前記三個の普通法々廷は一千八百三十年己前は各判官四名より成立したり。即
 ち王室裁判廷と普通法廷とは判事長一名[○]、平判事三名、エキスチツカル法廷は政
 官長一名[○]、收税判官三名の制なりしが各法廷孰れも一千八百三十年に一名の裁判
 官を増し一千八百六十八年に復た各一名を加へたり。

一個の裁判所としてのチヤンセリー局[○]は現世紀の初めに至るまで大法官及び記
 録官長[○]を以て組織せり。此記録官長なる者はチヤンセリー局員の主席にして重
 に文書の保管に任したるを以てウルセイの時代より以後大法官を助けて裁判官
 たる職務を行ふこととなりたり。去れど其の大法官の副官たりとの主義益々主
 張せられ終に大法官の臨席無き時獨り記録管督官のみ出席するに至れり。

其後一千八百十三年必要に應じ衡平法の初審法廷一個を創設したり。副大法官

ゼゾイス、チャンセル、法廷是なり。又た一千八百四十一年エキスチエツカル法廷の衡平法上の裁判権を剥きたるに當て更に二名の副大法官を設けたり。去れば一千八百七十三年にはチャンセリイ中の初審廷數個なりき。記録管督官を以て成る者副大法官を以て成るもの三個及び大法官其人より成るもの是なり。而して大法官は實に司法部の資格に於けるチャンセリイを成したり蓋し他の裁判官は人類の能力限りありて一切の事件を大法官一人にて親から處理し得ざるを以て之を助くる機關に過ぎざりければなり。

海軍裁判所は判事一名にて之を管理せしがヴィクトリヤ三十四年第六十五號を以てアーチス裁判所の判事判事に代て海軍裁判所に出座し得るの規定を設け、且つ實際此判事と海軍裁判所判事とは同一の人を以て之に任したり。チーチス裁判所(一)の宗教裁判所なり判事の職掌は爰には省きたり。

遺書裁判所の構成を規定せる法令に依り君主は該法廷の爲めに判事一名を任命するの權を得又た婚事裁判所は之を構成したる法令に依り現在數の判事より成れる職員を有し其判事中遺書裁判所判事を以て事實判事と爲せり。

以上は皆初審廷なるが此諸法廷(海軍及び遺書兩裁判所を除く)と最終控訴廷との間に中間控訴廷ありたり三普通法法廷より控訴はエキスチエツカルチエンパー法廷に以て受理せり。是れジョージ四世十一年即ちウィリアム四世十一年第七十號の法令を以て設けられ控訴事件に關係なき他の二箇普通法法廷の判事を以て組成したる一法廷なりき。

チャンセリイ局中の諸初審廷よりの控訴は二名の控訴評定官ロルド、ジャスチスオヴ、アツピール大法官と共に若くは之を須たすして開廷せる法廷に於て受理せり。此法廷は一千八百五十一年の新設に係る。

海軍裁判所の判決に對しては別に中間の控訴廷なかりき。該法廷の判決に對する控訴はヘンリ八世二十五年第十九號エリサベス八年第五號の法令に依り直接にチャンセリイ局に於ける王室の裁判權に屬し其判決を最終と爲せり。其後一千八百三十二年此の裁判權は會議に於ける王室に移りたり。

遺書裁判所の判決に對する控訴は直接に貴族院へ行けり。

婚事裁判所に就きては其事實判事の判決に不服なる者は該法廷の總會に控訴す

るを得たり。而して結婚解約に關する事件の外該總會の判決は最終のものとし結婚解約に關する事件に就ては其判決に不服ある者は貴族院に控訴するを得たり。

是より一千八百七十三年の當時に於ける刑事裁判權に就て一言せん。最高等法院中に收容せる刑事裁判廷は王室裁判廷海軍裁判所の刑事部及び其他二三の法廷なりとす。

王室裁判廷は諸種の犯罪又は君主の安寧に反して行ひたる事件に就き審判權を有し且つ或る範圍内に於て訴件移轉令狀に依り他の裁判所をして凡ての公訴件を該廷に移牒せしむるを得たり。

海軍裁判所は海上若くは大河の幹流橋梁より下に在る船舶に於て犯したる諸般の罪に關して裁判權を有したり。然れども是より先ウィクトリア二十四—二十五年第九十六九十七九十八號の法令を以て大武烈頓又は愛耳蘭海軍法廷の管轄内の海上に起りたる凡ての犯罪は其英蘭又は愛耳蘭に於て起りたるを其性質及び刑罰に於て同一なりとの規定を立たるを以て上文の權限は實際重要ならざる

ものと爲りたりき。

以上述べたる民刑事普通法廷の大なる者はウエストミンスターに置かれ百般の事件は此所に審理せられき。然れども民刑事の事件を悉くウエストミンスターに於て審理するは刑事被告にも訴訟人にも甚だ困難なりき。是に於てか命令狀に依りて各地方に派遣せられ巡回せる裁判官の開きたる法廷現はれたり。

當時此種の命令狀に三種ありたり(今尙ほ然り)。即ち巡回裁判令狀聽斷獄令狀左監者掃蕩令狀是なり。第一の令狀は民事第二第三は刑事裁判權を授けたり。巡回裁判令狀は其名稱の指す如く元來實訴(不動産訴訟)を審理する爲めに發したるものなれども此令狀に依り派遣されたる裁判官は夙に他の諸訴件をも審理するの職權を得たり。故に今日此令狀に依り派遣されたる裁判官は巡回裁判所に於て廣く普通の訴訟を審判するものにして不動産に對する關係は其名稱のみに止まれり。

聽斷獄令狀は其中に指名したる判事其他の巡回員に命じて令狀中に指名したる諸州に於て叛逆重罪及び輕罪に就き聽斷判決せしむるものとす。又た在監者

掃蕩令狀は巡回員に命じて令狀中に指定せる監獄中の在監者に關する事件を審問して在監者を監獄より掃蕩せしむるものとす。

此二令狀の實際に相異なる所は聽訟斷獄令狀は公訴を尋問聽問して裁斷するものなるが故に裁判官が着手する前に豫審陪席員よりの公訴を要するに在るが如し。即ち該裁判官は其の巡回廷に公訴提起せらるるを待て始めて始めて審理に着手す。然るに在監者掃蕩令狀裁判官をして現に在監中の者に就ては皆な直ちに審理して之を掃蕩することを得るなり。

ミッドルセックス州及びケンブリッジシャー及びエッセックス諸州の郭外地に對しては一千八百三十四年己來聽訟斷獄令及び在監者掃蕩令の當時施行のもの發布せられ此令狀に依り中央刑事裁判所セントラルクリミナルコートに於て毎月在監者審問の爲めに開廷す。

巡回裁判所の民事上の判決に對する法律問題の控訴は先づ其訴件の初め提起されたる法廷のウエストミンスターに開く者に出し尙ほ其判決に不服あるときはエキスチックカルチェンバー法廷に控訴し次て貴族院に控訴するを得たり。

巡回裁判所刑事上の判決に對する法律に關する爭議は或は錯誤令狀(リット、オヴ、エロール)に依りて先づ王室裁判廷に移し順次エキスチックカル、チェンバー法廷及び貴族院に移し(一)或は訴件留存の手續に依り留存刑事審判(コート、フオア、クラウン、ケ)にセレスアイウドに移すことを得たり。而して此場合には該審判廷の判決を以て終とす。此の法廷はウイクトリヤ十一十二年第七十八號法令を以て構成したるものにて王室裁判廷若くは普通法廷の判事及びエキスチックカル法廷の收税判事の總員又た其名より成立し其一人は必らず該三法廷の主席判廷たる制なりき

刑事の事實に關するは内務尙書に行くの外控訴の途あらざるなり。此外爰に掲ぐべき一二古來の地方法廷あり。即ちダルラム州及びランカスター州に於ける常訴裁判所(コート、オヴ、コムモン、ブリース)是なり。此二法廷の嘗て二州の侯伯に與へられたる特權に依りウエストミンスターの諸法廷と分離したる裁判權を有したり。是より一千八百七十三年及び一千八百七十五年裁判所構成法以上説明したる諸裁判所の上に来したる結果を講究せん

第三節 最高等法院

(一) 裁判權の 化

今や裁判所構成法チユダケチユア、アクトを發布したる一千八百七十三年及び之を實施したる一千八百七十五年十一月に至る迄存在したる高級諸法廷の實際を畧述したり

其諸法廷は則ちチャンセリー法廷、三個の普通法法廷(此等普通法法廷よりは巡回委員として判官出張しウェストミンスター法の法廷即ち三個の普通法法廷)に出訴したる民事及び其の委任令狀を施行すべき諸州に起りたる刑事を審問したり(海軍裁判所遺書及び離婚裁判所及び此等始審廷貴族院との中間控訴廷是なり) 裁判所構成法(一千八百七十三年)は其第一條を以て此等諸法廷を一束し一の最高等法院と爲して之を收めたり。次に此法院を高等法院及び控訴院なる永續の二部に分割し逐條各部の裁判權を規定せり。高等法院には已前左の諸法廷に屬せし裁判權を與へたり。普通法衡平法を兼たるチャンセリー高等法廷

王室裁判廷 普通法廷及びエキステツカル法廷
海軍遺書及び離婚の諸裁判所

巡回聽訟斷獄在監者掃蕩令狀等の委任に依て設けられたる諸法廷

ランカスター及びダルハムに於ける常訴裁判所
控訴院には從來チャンセリー法廷に於ける大法官及び控訴評定官ロルド、マヤスチス、オヴ、アツピール、エキステツカル、チエンパー法廷、及び海軍裁判所の控訴に於ける樞密院に屬したる裁判權を與へたり

(二) 最高等法院の各部

上述せる如く最高等法院に二部門ありて其第一部は初審廷として又た下級諸法廷に對する控訴廷として民事の一般裁判權を有し他の一部は第一部の判決より起る民事上の控訴に對する一般の裁判權を行ふなり。即ち此法廷に集收せる權力は左の如し曰く衡平法並に普通法上の裁判權從來遺書及び離婚兩法廷の行ひたる宗教上並に制定法上の裁判權、元と海軍裁判所に屬したる民刑の裁判權、命令狀を發して下層の裁判官若くは其團體をして其職務に屬し得べき公務を行は

しむるの權越權裁判禁止令狀(リット、オヴ、プロヒビション)を發して下級法院の越權を抑止するの權訴件移轉令狀(リット、オヴ、セルシヨラリ)を發して下級法より訴件を取り上げ自から審理するの權是なり。此等廣汎なる諸權力は王室裁判廷、聽訟斷獄、在監者掃蕩委員及び留置刑事審判廷の刑事裁判權を包含するなり。控訴院は高等法院の民事訴訟並に法律問題に屬する刑事判決に就て起る控訴を裁判するの權を有するのみならず瘋癲事件破産事件に就ては高等法院外一二の法院に對する控訴裁判權を有するものとす。

(三)高等法院の各部

上文述ふるが如く最高等法院は之を分つて高等法院及び控訴院と爲し高等法院亦之を數部に分ち各部其主管事務を異にす。其初はチャンセリー部王室裁判廷、普通法廷、エキスタツカル、遺書離婚及び海軍裁判所の五部なりしが一千八百八十一年に至り普通法廷及びエキスタツカルの二部を王室裁判廷部に合併したり。各部主管の事務は其部從來の裁判權に異なることなしと雖も裁判所構成法の來

したる改正に二個の要點ありて顯然なり。即ち改正後は最高等法院の裁判官は孰れの部に屬する法廷にも出席し又た他の孰れの裁判官にも代ることを得るなり(一)。今日最高等法院中に網羅されたる諸法廷の中の各法廷が元と與へ得たる救濟法は該院に屬する何れの判官若くは部に於ても之を與ふことを得且つ元の法廷の孰れかに於て認めたる訴求若くは辯護の理由は新法廷の孰れの部又は孰れの裁判官も之を認むることを得るなり(二)。衡平法普通法海事法上の條規相抵觸する場合に孰れの條規に據るべきかは構成法中に之を規定したり。而して特に其規定なき場合は衡平法に遵ふべきものとす。

然れども最高等法院に於て法律執行の状況又は訴訟手續等は其組織を説明するに必要な分の外は此所に論すべきにあらざるを以て是より該法院と中央行政部との關係を説明せん。

(四)最高等法院の裁判官

高等法院の三部は各其裁判官の數を異にす。チャンセリー部は其主長たる大法官と五名の判事より成り王室裁判廷部は其主長たる英國大裁判長(ロルド、チーフ、

ジャスチス、オヴ、イングランド)と、四名の判事より成り遺書離婚及海軍裁判部には主長一名他の判事一名あるのみ

此等の法官は、大法官を除くの外皆大法官の推薦に依り大璽を鈐せる任命状を以て任命さるゝものとす。彼等は法官の誓約を爲さるゝへからず而して爾後不都合の處爲なき限りは其職に在るものとす。然れども國會兩院の上奏に依りては免せらるゝことあり又右諸法官は高等法院内の各部に就き各自の屬すべき部を指定して任命さるゝと雖も互に相代て他部の法廷に臨むことを得且つ君主は親署令状を以て一の部より他の部へ永遠に移つることを得るなり

控訴院は記録官長一名及び評定官五名より成り其任命の手續は高等法院に同じ。該院は各三名の法官より成る二法廷を開くを通例とすれども事件の性質に依りては各部二名にて開廷するを得

女皇は一千八百七十五年より前に爲したるが如く今も尙ほ委任状を發して裁判官をして巡回せしむと雖も其委員は高等法院の一法廷を成すものと視做さる。故に其職權は敢て委任状の文に依りて制限さるゝことなくウエストミンスターに

於て開廷する法官の行ひ得べき事項は巡回委員も其の取扱ふ事件に就ては亦之を行ひ得るなり。一千八百七十五年の裁判所構成法は樞密院令を以て巡回地を變更するの權を女皇に附し其後制定したる二條令は冬期及び夏期巡回裁判の爲め州を聯合する事に就き同種の權力を女皇に附したり。近來此の規定に依り巡回管轄の變更したるもの尠からず

一千八百七十五年の構成法は又大法官及び某種裁判官の奏議に基き樞密院令を以て最高等法院の訴訟手續に關する規則を制定するの權を女皇に附したり。女皇の此の權力と彼の規則制定に就ての要件とは控訴裁判條例(一千八百七十八年第十七條及び千八百八十一年の裁判所構成法第十九條に依り改正を加へたり。則ち此等の條規を制定したる時は其制定の日若くは其制定後始めて國會會期開止より四十日以内之を國會兩院に提供し爾後四十日間に兩院の孰れよりも彼の規則を廢棄せんことを女皇に上奏せざる時始めて之を實施するものとす。右の規定に依り一千八百八十三年精密なる訴訟法典を制定したり。是れ即ち現行の訴訟法なり

最高等法院の諸法官は毎年會議を開き司法事務に關する欠點を查考し提出されたる改正案を審議し之を内務尙書に通報し以て行政部の審議に提供す

第四節 下級裁判所

(一) 民事裁判所

一千八百四十六年以前には民事の訴訟を受理するは通例ウエストミンスターに在る諸法廷と該法廷に於て開始したる訴件を審判する巡回裁判所のみなりき。往昔の州裁判所は既に廢滅に歸したり。當時地方法廷と云へば狭小なる裁判權を有したる特許都府の法廷か或は請求裁判所なりき。此類の裁判所は往古ホットホルに在りたる請求裁判所(ゼ、コート、オヴ、リクエスト)より其名稱を取りたるも制定法に據り此便利を得んが爲めに幾許の金を拂ひたる都府に設け以て府民の要に應じたるものなりき

一千八百四十六年第一回の州裁判所條例を發布し之に據て國內を若干の裁判管轄區に分割し各區に地方記録裁判所(ローカル、コート、オヴ、レコード)を設けたり。其目的は全國同一の訴訟手續に依り少額の費用を以て少額の貸金取戻を得ざし

むるを期せるなり。其初めや請求貸金の額と訴訟の性質とに依り制限され其職權甚だ狭かりしが此二點共に漸次國會に於て其職權を擴展したれば今や徴力の債主を救助すると云ふよりも寧ろ高等法院判官の手續を省く一機關とはなれり。州裁判所の判事は大法官之を任命黜陟す又大法官は判事より成れる委員と共に州裁判所訴訟手續を定む。州裁判所の判決に不服ある者は高等法院は控訴することを得。一千八百八十八年從來州裁判所に關して發布したる諸法令を接合して一の法令と爲せり。

(二) 刑事裁判所

下級刑事裁判權は稍や重大の犯罪は四季總會應クオートター、セッションに於て輕微の犯罪は即決法に依り保安官(ジャスチス、オヴ、ピース)の行ふものなり

(按)保安官は州の吏員中の重要なるもの一なり。其四季總會とは年に四回其州の保安官一應に會列して行政及び司法の事務を處理するを云ふ。此の外保安官の小會(ベテ、イ、セッション)と稱するものあり。二名の保安官相會して同種の事務を取扱ふを云ふ。

少數例外を除くの外各州に其保安委任あり其令狀には最高等法院の各裁判官樞密院各議員及び毎年一百磅の價格ある土地を所有するか又は同價格ある家屋を占有する者の中より其州軍務官ロイヤルマスタの推薦に依り大法官を経て女皇の選定する者の姓名を列記す。實際は州の軍務官は保安裁判長と爲り又た其州の記録保管を掌るなり。

保安官の司法事務に二様あり。四季總會を開くや保安官相會して一の法廷を開き部審員と共に正式の公訴件を審問し又たは保安官の即決裁判廷に於て下したる判決に對する控訴事件を審理す。但し此場合には部審員を須ひざるなり。保安官の選舉する會長ありて刑事審問に於ける判事の位地に立つと雖も是れ法廷を組織する保安官中の主宰官にして且つ其代表者に過ぎず。

保安官の即決裁判は全然制定法に據るものにして其小會に於て之を行ひ且つ之を行ふには必らず二名の保安官の會合を要するなり。以上述べたる所を尙ほ例を以て説明せん。

凡そ犯罪中其種類に依り即決法を以て罰し得るものあり然らざるものあり。茲

に即決法を以て罰し得ざる性質の犯罪を行ひたるか若くは其嫌疑ある者有りとせんか。此場合には保安官一名にて先づ豫審調を爲したる上其者をして他日審問の際必らず手近に在らしむるの處置を施すことを得。之を行ふには本人を收監するか又たは之を保釋に附す。次に公訴狀を造る。其犯罪は四季總會の法廷に於て審問すへき場合もあるへく又たは巡回裁判委員として開廷する一名の高等法院判事の裁決に讓るへき性質の事件なることもあるへし。孰れの場合に於ても主宰判事命令に依り大陪審員公訴の正當にして審判を要するや否やを決す。若し該員に於て公訴を正當と認むるときは被告人を召喚審問して小陪審員の判定に依り罪の有無を決す。

去れば犯罪中或は小會に於て小陪審員を須ひず二名の保安官のみにて即決法に依り審問することを得べき者あり或は此の即決法に依るを得ざるも四季總會に於て陪審員を備へて審問すへきものあり。又た他種の犯罪に至ては高等法院の巡回委員判事のみ之を審問し得へきものあり。更に他種の犯罪に至ては被告自己の志望に依り或は小會に於て二名の保安官の即決裁判を受け或は四季總會又

は巡回裁判廷を待つて審問を受くる爲め其迄の間收監せられ居ることを得べきものあり。

保安官の小會其四季總會巡回裁判官等相互の關係は概略上陳せる如し去れど刑事裁判に就き下級法廷と中央法廷との聯絡に關しては左の如く一言せば足れり。曰く即決法廷の判決に對しては獨り四季總會に控訴するを得るのみならず或る要件あるときは直ちに高等法院に控訴するの途ありと。

四季總會への控訴は四季總會より高等法院への控訴と同じく制定法に由るなり。然れども高等法院は訴件移轉令狀又たは命令狀發布の請願を直接に受けて保安官の判決を破毀して訴件を己の法廷に移さしめ或は保安官をして強て命令狀指定の職務を執行せしむる等州裁判事務に干渉することを得るなり。

都邑地の保安官は州の保安官と區別せざるへからず。都邑の中或は保安の委任を有せざるものあり。斯の如き都邑は其所在州の裁判管轄に屬す。又た或は保安の委任を有するも四季總會を有せざるものあり。此場合には其保安官は常に即決裁判のみを行ふことを得。又た或は四季總會法廷を有するものあり。然れ

ども此場合には都邑保安官は州保安官の如く裁判官の職務を執ちす別に五年以上其業務に従事し居る狀師一名を女皇任命して都邑裁判官と爲し其都邑より俸給を給す。而して此裁判官其都邑の陪審員と共に上級裁判所に屬せざる事件を審問するなり。

此有給保安官の制は素と數多の裁判管轄の集中したる首府に起りたるなり。倫敦市ウエストミンスター市及び城砦自主區(ゼリパチ、オヴゼ、タウアー)は各々別に保安委任を有したり。而して首府中此三區を除きたる部分は自然クント、ミツドルセツクス、サレ、及エッセツクス諸州の裁判權に屬すへかりしなり。

此困難に處する爲め前後數回の法令を以て有給保安官の一體を組織したり。其保安官は各々前記四州ハートフナードン、イェ州、ウエストミンスター及び城砦自主區の保安委任に當り其數二十三名にして十三個の法廷を開く。彼等は相列席するにあらすと雖も各自皆司法事務に就き二名の保安官を要する場合に當り二名合同の職權を有するなり。

他の都府に於ても有給保安官ありて首府のものと同様の職權を有すと雖も其俸

給の一部はミドルセツクス州より一部は國庫より支給する倫敦保安官と異なり
地方有給保安官の俸給は全部地方費を以て支給す。
保安官は總て内務尙書の推薦に依り國王之を任命し女皇の欲する間其職に在る
ものとす。

第五節 最高等法院以外の諸法廷

最高等法院の一部を爲さず又た其判決對し該院へ控訴の途なき法廷あり。
然れども二法廷を除くの外此等諸法廷は皆な最終控訴諸法廷には聯絡を有する
なり二個の除外例は則ち貴族審判院(ゼ、コート、オブ、ゼ、ロールド、ハイ、ステイ、ウ、ア、ード)及
び軍法會議是なり。

(一) 常規外刑事裁判所

凡そ貴族若し叛逆、重罪又たは其隱匿罪を以て公訴さるゝ時は其同族の審問を受
くるの權利あり。此審問の國會開期以外の時に起るときは貴族審判長の法廷に
於て之を行ふなり。貴族審判長とは君主大璽を鈐せる辭令狀を以て貴族中より
臨時に任命する官にして此の犯罪の審理に任するなり。貴族審判長任命さるゝ

時はウィリアム三世七年第三號の法令に據り其審問の日より二十日前に其審問
に列席し決議に加はるの權ある貴族を悉く招集すべきなり。貴族審判長は其法
廷を主宰し若し何等か法律問題起るときは最終に之を決定す。此法廷の評決は
多數に依て決す。

若し國會開期中に前段の如き場合生ずるときは貴族審判長は閉會中と同様に任
命さるゝと雖も此場合に於ては單に主宰官に止まりて其他の貴族に對する關係
は恰も四季總會議長が法廷の他の保安官に對すると異なることなし。

此法廷は他の諸裁判所に對しては其公訴は先づ通常裁判所に提起せられ又た被
告は尋常裁判所に於て赦免を請願することを得る外何等の關係を有せざるが如
し。

軍法會議も亦表面上通常裁判所以外に屬すと雖も最高等法院に對して左の制限
を受くるものとす。即ち軍法會議にして若し其狹隘なる職權を越ゆるときは最
高等法院は禁止令狀を發して之を控束することを得又た若し軍法會議の高等法
院の職權を侵すことあらば訴件移轉令狀を以て其訴件を他の裁判所に移さるべ

く若し又た不正當に人を拘禁するときには身軀^{ヘイアノコト}墜來狀に依り之が解放を命せらるべく又た軍法會議員にして其職權を超越したるが爲め他人に損害を興ふるときは損害賠償の訴訟を起さるべきなり。

然れども軍法會議は畢竟例外的の法廷にして毎年軍事條令に依り一年間許さるゝものたり。其正當なる職權内に於て下したる判決に對しては最上權即ち王室に提出するの外一切控訴を許さず。國王は制定法に依り其判決を是認し若くは之が再審を命ずることを得。

(二) 蘇格蘭諸法廷

蘇格蘭の高等民事裁判所(セ、コート、オヴ、ゼツシオン)は英蘭の最高等法院に當る。此裁判所は最高の民事裁判所にして他の蘇格蘭法廷の裁判權は英蘭諸法廷の裁判權の最高等法院に於けるが如く全然該裁判所中に吸収せられずと雖も今日は其所屬法官の之を行ふに至れり。

此法廷は所長ロルド、ブレシテント一名、副所長ロルド、ジャスチス、クラウ、ク一名及び尋常判事ロルド、オルチナリ、十一名を以て組織し之を内外二院に分つ。内

院は各四名の裁判官より成れる二部に分れて開廷し一は所長之に加はり一は副所長之に加はる。外院は單獨に開廷する五名の裁判官より成り其の裁判權は内院裁判權の下位に在り。

蘇格蘭に於ては英國法律の歴史に極めて著明なる彼の法律と衡平法との區別嘗て存したることなし又た民事に於て事實問題を判定すべき陪審員は英蘭より近世移せる制にして十二名の一團より成り。刑事の陪審員は古代訴訟法の遺制にして十五名の一團より成れり。

現今高等民事裁判所中に合併され若くは之れと結合せる法廷數個あり左の如し

事實審判廷、セ、ジュリー、コート、今や高等民事裁判所の一部たり。

收入裁判所、セ、コート、オヴ、エキステツカル、今や全く高等民事裁判所中に併さる。

十分一稅裁判所、セ、コート、オヴ、ティンズ、其職務一部は行政に屬し一部司法に屬す。其裁判官は高等民事裁判所の裁判官を以て之に充て其判決は高等民事裁判所の處分に依り實行すと雖も尙ほ別個の官制を有する別個の一法廷たり。

海事裁判所(ゼ、コート、オブ、アドミラルティ) 元と民刑裁判を兼たる別個の一法廷なりしが一千八百三十年に其民事裁判権の高等民事裁判所に移りたる時其捕獲物に關する職權は英蘭海事裁判所に、其刑事裁判権は蘇格蘭刑事高等法院に移りたり。

蘇格蘭の最高刑事裁判所を刑事高等法院(ゼ、ハイ、コート、オブ、ジャスティス、ア、リ)と爲し其長を刑事法院長と爲す。此の官たる今や高等民事裁判所長の官と合せられ其不在の時は高等民事裁判所副長之を主宰す。且つ同裁判所の五名の尋常判事は兼て亦た刑事高等法院の委員判事(ロルド、コム、ミツシオン、オブ、ジャスティス、ア、リ)たり。

刑事高等法院委員判事は犯罪事件を審問する場合には單獨にて法廷を開き下級裁判所の判決を復審する場合には二名以上相會して法廷を開く。而して其判決に對しては控訴の途なし。巡回裁判は民刑事の爲め毎年二回之を施行す。之れが爲め蘇格蘭を十三區に分割す。

蘇格蘭下級裁判所の重なるものは郡宰(シェリフ)の裁判所なり。郡宰は英蘭の州裁判所及び四季總會法廷の職權に稍や類する民刑裁判権を有す。郡宰は高等民事裁判所尋常判事同様國王之を任命し善行の間其職に在るものとす。

此外尙ほ愛蘭の諸裁判所印度其他殖民地裁判所宗教裁判所等最高等法院系統以外の法廷ありと雖も爰に説明すること左まで必要ならずと思惟するを以て是より最終控訴法廷の事を少しく説明すべし。

第六節 最終控訴法廷

凡そ訴求者が最後に依頼すべき所は國會(クラウン、イン、パルリメント)に於ける王室若くは秘密會議(クラウン、イン、カウンスル)に於ける王室なり。語を換へて平易に言へば最終控訴法廷は貴族院、又は樞密院司法委員(ゼ、ジュヂシアル、コム、ミニスター、オブ、ゼ、プリウイ、カウンスル)なり。

刑事判決の再審に附せらるべき場合は留存刑事審判廷(ゼ、コート、オブ、ア、クラウン、ケイセス、レサード)に於て行ふものと貴族審判廷及び軍法會議の異例なる刑事裁判権に屬するもの、外極めて稀なりとす。故に以下の説明中特に明示する場合の外總て刑法は除きたるものと知るべし。

今や以上論したる諸裁判所が或は貴族院の下に或は樞密院司法委員の下に配列さるゝ状態を説明せざるべからず。

(一) 貴族院の裁判権

貴族現今の裁判権は一千八百七十六年の控訴條例に據るものにして其第三章に該條例中の規定に據る以上左に掲ぐる各諸法廷の命令若くは裁判に對しては貴族院に控訴し得る旨を規定せり。

(一) 英蘭に於ける女皇陛下の控訴院 (二) 蘇格蘭法廷にして其判決に對し本條例施行開始の當時若くは其直に前普通若くは制定法に依り貴族院に覆審請求又は控訴の途あるもの (三) 前項と同様なる愛蘭各法廷

英蘭に於ては一二の場合を除くの外各訴訟人は高等法院の命令若くは判決に對し控訴院に其覆審を請ひ其判決に對しては更に請願の手續に依り貴族院に向て最終の控訴を提起することを得るなり。

蘇格蘭合併條例施行前蘇格蘭國會に廷訴の途ありたる蘇格蘭法廷は高等民事裁判所及び十分一稅裁判所なりき。合併條例中此等の法廷に對し英國貴族院へ控

訴し得るや否に付ては何等規定を設けずと雖も該院の裁判権は異議なく認許されたるものゝ如し。アン六年第二十六號法令を以て組織したる蘇格蘭收入裁判所の判決に對する錯誤覆審請求及控訴に付きては其規定を設けたり。

實際蘇格蘭に於ける控訴は高等民事裁判所の内院へ提出し其判決に對しては控訴貴族院へ控訴し得るなり。故に一千八百七十六年の條例は現行の慣例に制法的効力を加へたるに過ぎざるなり。

一千七百二十年以前に於ける愛蘭貴族院が控訴審判権を有したるや否に付きては學者間に議論ありて一定せず今之を説述するの要を見ず一千七百二十年に至り一法令を發して英蘭國會に於ける王室は愛蘭人の服従すべき權能ある旨を宣言したるが其法令を以て愛蘭貴族院の控訴審判権を否定し剝奪したり。一千七百八十二年に此法令を廢止せると一千七百八十三年に愛蘭に對する棄權條例を發したるに依り此審判権を恢復再設したり。

一千八百年の英愛合併條例は規定して曰く合併の時に當り未決中に係る又は其以後提出さるゝ錯誤覆審及び控訴は合併後は總て合衆王國の貴族院之を裁判す

るものとす。

控訴條例の愛蘭に適用せられたる當時の事態は前述の如くなりしが其後一千八百七十七年に至り愛蘭最高等法院構成法を以て英蘭のものに似たる一の高等法院と控訴院とを構成し愛蘭最高等法院中に併されたる諸法廷の判決に對し樞密會議に於ける王室又は貴族院に控訴するを許すべき性質の事件に就ては愛蘭控訴院の判決に對して貴族院に控訴するを得べき旨を規定したり。

貴族院法廷の組織は尙ほ後段に至りて述へん。

(二) 樞密會議に於ける王室の裁判權
彼の長期國會の星院裁判所(セ、コート、オブ、スター、チェムバー)を解散し樞密會議の司法權を構制したるや其の爲す所單にヘンリー七世の制定法を以て與へたる權力を削き普通法諸法廷の權限に屬すべき事項にして樞密會議の處理し居たるものを禁したるに過ぎざりき。

去れば會議に於ける王室は尙ほ附屬地に於て正義を得る能はざりし訴求者の最後に訴ふべき所たる地位を持続し會議に於ける王室の本土に於ける司法權を削

きたる法令も本土附近の諸島又は殖民地よりの請願は問はざりき。斯くて一千八百三十三年に至るまで海外諸屬地及び諸島嶼より起る請願は總て樞密の一公開委員之を審判したり一千八百三十三年の法令を以て樞密院司法委員なるものを組織したり。其審議に附せらるゝ事項左の如し。

一、會議に於ける王室に提起されたる控訴及び控訴の性質を有する口情

二、王室所領土に於ける海事法廷若くは海事副法廷に起りたる事件にして従前は英國海事裁判所に控訴すへかりしもの

裁判所構成法(此法令に依り英蘭及愛蘭海事裁判所を夫々二國の最高等法院に合されたり)と控訴條例とは海事裁判所の控訴審判權を貴族院に移したり。然れども海事副法廷は其趣を異にしたり。此種の諸法廷は今や殖民地裁判所に吸収せられ殖民地諸裁判所よりの控訴は會議に於ける王室に提出すべきものとす。

三、其他凡て王室に於て司法委員審問審議に附さんと思惟する事項

此法令は尙ほ進で證據を徴し證人を召喚し其命令を實行する等凡そ一法廷の行動に必要な諸權力を司法委員に與へたり。時々樞密院令を以て訴訟規程を定

め又た樞密院令、勅諭若くは殖民地法令を以て印度其他の殖民地より控訴を許す
べき金額を定めたり。

該法令中王室をして其司法委員の審議に附するを適當なりと思料する事件を其
審議に附するを得さしむる一項は各臣民の不正判決に對して控訴するの權利及
ひ斯かる不正判決を矯正する王室の大權を確定するものなり。

去れば外國との條約に依り設けられ外國に於て裁判を行ふ法廷の判決に對して
も樞密院に控訴するを得るなり。

又た女皇は此大權の作用に依り其性質の民事なると刑事なるとを問はず殖民地
諸裁判所の判決を覆審するの權能を有するなり。

(三)最終控訴法廷の組織及び其執務手續

貴族院に於て控訴を聽くには控訴貴族條例中に定めたる資格に相當するもの三
名以上出席するに非されは之を行ふことを得ず。

控訴貴族ロール、オブ、アッピールは左の各項に該當するものに限る

一、現に大武烈頓大法官たるもの

二、尋常控訴貴族(ロール、アッピール、イン、オーヂナリー)

三、國會の貴族にして嘗て高等司法の官に在りたるもの

尋常控訴貴族は勅書を以て任命せられ召喚を受けて貴族院に出席し投票に加は
るの職權を有し終身男爵の爵位を有し年俸六千鎊を受け不都合なき間在職す但
し國會兩院より上奏するときには退職せざるを得ず。其數は四名に限り且つ十五
年以上辯護士の業に就きたるか又は二年以上高等司法の官に在りたる資格を要
す。』

此に高等司法官と云ふは大武烈頓又は愛蘭の大法官、樞密院司法委員有給判事又
は大武烈頓若くは愛蘭高等諸裁判所判事を謂ふなり。

樞密院司法委員の組織は時々變更したり。現今該委員は左の職員より成る
審判長 ロールド、プレジデント

樞密院議官中現に高等司法の官に在り若くは嘗て在りたるもの

控訴院評定官 ロード、ジャース、オブ、アッピール

其他樞密院議官にして親署令書を以て任命する者二名

此外尙ほ嘗て東印度に於て裁判官たりし資格に依り任命する一名若くは二名の有給委員を置くことあり。此等はウィリアム四世の法令の目的に依れば單に補助官に過ぎざりしが今日は諸事に就き純然たる委員となれり。

教會規律條例(セ、チャーチ、ディンプリ、ノ、アクト)の發布さるるや該條例に依る宗教裁判所に關する控訴に就ては樞密院議官たる大僧正若くは僧正は委員中に加はるべき旨を規定したれども控訴條例に依り此等僧官は單に補助官となれり。控訴事件を聽くには四名の委員出席するを要す、而して召喚を受けざる委員は出席することを得ず。

此二法廷が其裁決を爲す方法は以て一は國會に於ける王室一は樞密會議に於ける王室を代表する性質を見るに足るなり。貴族院は辯論を聽きたる後ち院の事務の一として裁決を下すものにして控訴法廷たる資格を以てする會議も該院の一會議なりとす。其裁決に加はる議員交々議院に向て其控訴の許容すべきもの又は却下すべきものなり又た斯く命令若くは裁判すべきものなりなど動議を起すなり。而して其命令及び判決は院の議事録に登載するものとす。

樞密院司法委員の判決文は委員が其裁決を實行せられんことを君主に獻議するに決したる所以の理由を詳述したるものなり。此の理由は君主への報告には登せず報告には單に委員の決議と之を實行する方法とを述ふるのみ。此報告君主に奉呈せられ樞密院會議に於て君主之を裁可したるときは其報告書を復載し之を採て會議に於ける王室の判決と爲して一の樞密院令を調製するなり。

尙ほ兩法廷が互に相異なる點に就き少しく述へざるへからず。

貴族院の裁判は其法廷を組織する各員の一個の意見を表章するなり。故に必しも同一意見なるを要せず而して公衆は最高控訴院に於て意見の異同ありたるを知るなり。之に反して樞密院は君主に獻議するなり。左れば之を爲すに當ては不合同の意見を上奏するを得ず。此條規は單に政治上の便否に出づるにあらず實に樞密院會議に於て遵奉すべき規定の一なり。此規定たる一千六百二十七年の制定に係り爾後未だ曾て之を變更若しくは廢止したることなく却て一千七百七十八年の樞密院令を以て再定したり。

貴族院一旦其の下したる裁決は永く自から之を遵守せざるへからずとの主義を

執れり。之に反して樞密院は北米合衆國の最高等法院の如く一個の最終控訴廷なりと雖も前に下したる裁判を變革せんことを君主に上奏すへからすとは思惟せざるなり。

貴族院は高等法院判事の補助を受くるを得ると雖も樞密院議官にあらず又た其議官なるも召喚を受けざる者は決して司法委員法廷に出席することを得ず。

第五節 君主と法廷との關係

已上數節に於て君主が藉て以て臣民に對し司法の事務を施行する機關たる諸法廷に就て説明したるが此章を終る前に當て尙ほ論すへき一二の要點あり。

思ふに司法權は總て君主に出つるとして尙ほ君主は隨意に新規なる裁判權を設け若くは現行裁判所の處分に干渉し得るや否は一問題たるへく又た法廷は其所管内臣民全般に及ぶものとして尙ほ君主其人若くは其官吏は法律の管理及び裁判所の處分を受くへきや否は一問題たるへきなり。

(一) 裁判所の新設

此の第一疑問に就ては君主は新に一法廷を起すことをも又た既設の法廷に新規

の裁判權を附することを爲し得すと答ふることを安全なるが如く思はるるならん。是れ諸大家の其著書中に唱道し且つ最高なる裁判權の判決中には是認したる一條規にして嘗て君主が南方亞弗利加に宗教上の裁判權を新設せんと擬して發したる特許狀レター・パテントの無効に歸したるは亦以て之を例釋するに足るなり。

此事項たる合衆王國本土に就ては單に歴史的價值あるに過ぎず彼の普通法法廷の如き制定法上の根據なくして發生し現今大法官の有せる衡平法上の裁判權の如きも亦た然り。又た星應裁判所及び樞密院が普通法の尋常範圍に干渉して行ひたる裁判權を廢する爲めには特に一個の制定法を要したるに彼の微力なる訴求者の要求に應じて裁判を行ひたる請求裁判所コート・オブ・リクエストは一朝其裁判權に就き疑問の起りたるや忽ち廢滅に歸したり。

此等の例釋は以てコーク及びコミンス氏の唱へウエストバリー卿の採用したる君主大權に對する此種の制限は必しも常時行はれたるにあらずして此制限も亦彼の君主大權の一般に漸々限定したる其一部として視るへきものたるを證するに足るなり。

然れども英國海外所領地に於ては此事項たる實際上頗ふる重要なる問題に屬す。征服地には讓受地に於ける君主の權力は精密に限定しありとは見えす。然れども殖民地に就ては反對なる制定法上の規定設けられざる限り殖民は其本國の普通法を持行くものにして君主は樞密院令若くは持許狀を以て之が裁判規定を設くるを得るも其他の事を取扱ふ裁判所の新設し得ざるや明かなるが如し。殖民地に立法部の設ある所にては今や總て一千八百六十五年の殖民地條例の規定する所に依るなり。其第五章中に曰く

「各殖民地立法部は其所轄内に於て裁判所を新設し又は廢止再興し又は其組織を變更し及び其司法事務の規程を定むる權力を將來充分に有すべく又た從來常に充分之を有したるものと視做すべし」と

君主が司法事務に干渉することは裁判官の任期を變更したる時を以て止みたりと云ふて可なり。君主隨意に裁判官を免黜すること無きに至りたるを以て裁判官其職務を行ふ上に於て君主の意を顧慮するの念を失ひたり。而して同時に其地位は兩院の上奏に依て動くことと成りたるが故に其法廷に於ける行爲に就き

國會の高等法院の細察を受けて差支なからんことに注意するの念を生したり。

今も尙ほ君主が其法律顧問官の手を経て行ふ權力に依り司法事務の上に臣民の企て及はざる管制を行ふこと無きならず。然れども此等は主として王室財産の關係ある事項にして即ち君主が其收入に關係ある訴件を收入裁判所より王室裁判廷部に移す權利又は破産事件の場合に其破産の行爲後財産處分人指定までの間に取りたる負債者の財産に就き財産處分人に對して行はるる君主の權利の如き是なり。此等の事項に就ては凡て君主の大權にして現存するものは獨り制定法中の明文に依てのみ之を廢するを得との通則に漏れざるなり。

宣告停止減刑又は赦免の手續に依り君主の行ふ慈惠上の大權は司法權に對する干渉なり。此大權には種々の制限ありて之を行ふに當りては極めて丁重なる考慮を要す。

(二) 裁判權に對する服從

君主自身に對しては何等の訴訟をも提起するを得すといふこと一の通則なりと謂ふべし。然らば其臣民にして君主若くは直接に君主に代て行動する官吏に對

し法律上若くは衡平法上の訴訟を起すべき事由を生じたる場合に於ける之が救済法は如何

此救済は権利請願に依て得らるべく其性質左の如し。臣民の一人が君主に對し訴訟の原因を有すと主張し之か爲め請願書を提出したりとの旨内務尙書より君主に申報する時は君主は其請願書に権利を遂げしむべしとの命令を裏書せしむ。斯くて後訴訟は臣民相互の訴訟と同様の常道を経て進行するなり。権利請願受理の手續及其後に於る之が審理手續は種々の制定法を以て之を規程したり。爰には此等審理手續を説かんより寧ろ此救済の範圍を説くこと緊要なり。此事に就ては近年樞密院司法委員の採用したる王室裁判廷裁判長コクパートの言能く之を盡したり。即ち曰く

『臣民の権利請願を出し得るは其土地物品若くは金員の君主の所持に入りて請願の目的之が返還若くは其出來得るとき金員の賠償を得んとするに在る場合又は其要求の君主若くは公用に供したる物品等に関する契約に起因する傷合に限る』と

是に由て觀れば財産を不法に奪收若くは抑留されたる者又は契約違背より起る損害を受けたる者は請願の手續を以て其直を伸ふるを得べしと雖も君主又は之に代る官使が不正を爲したりとの事由を以ては請願し得ざるなり。例せば船長トヒン氏對女皇事件の如き請願者は奴隸貿易鎮壓の爲めに派遣されたる女皇の船舶の船長が奴隸貿易に従事したりと誤認して請願者所有の二檣船を捕へ且つ之を焚きたりと論争したるも其局請願者の不利に歸したるが法廷は其判決の理由の一として王は不正を爲す能はずとの原則は王は不正と思惟する行爲の爲めに民刑の訴訟を受くる實なしと言ふの意なりと論し且つヘール氏の言を引用して曰く『法律は國王なる者は不正を爲さず又た爲し能はざることを推定す故に假令國王不法行爲を行はんことを命するも之を實行したる機關即ち官吏は其罪を免かれざるなり』と

果して然らば契約違背不正行爲又は職務不履行の爲め官吏か自身に其實に任すべき程度は如何

此問題に就ては簡単に左の如く答へて可なり曰く

官吏政府を代表して契約する場合には自身其實に任せず。

君主の官吏は不正行爲を辨解するに其所爲は即ち國家の行爲にして君主の默示命令に出つどの口實を以てす可からず。行爲の合法なるや否は法廷之を決定し得べきなり。

武官及司法官の二種は此原則に就き常規外の地位に在るが如し。武官は陸軍條例の規定に依るなり。

裁判官に訴訟の特免あるは公共の利益に基くなり。裁判官は法廷に於て其法官たる資格を以て爲したる行爲又は言語に就き訴訟を受くることなし。此の原則は獨り高等諸法廷に限らず他の諸法廷(軍法會議をも含む)に於けるも亦然り孰れの法廷に於ても裁判官が偏頗の情なく恐懼の念なく法律の保護の下に獨立に且自由に審判するを得ること極めて必要なりとす。是れ此原則は惡を抱藏し若くは腐廢せる法官を保護するにあらずして公共の利益の爲めなり。公衆の利益は法官の自主自由の心を以て後難の恐懼心なく其職務を執行するにあるなり。然るに若し法官にして時々刻々已に訴訟を提起され其

の判決に就き陪審員に附せらるるの恐を懷きたらんには何そ能く公平に又自由に其職務を行ふを得んや。

尙ほ茲に説くべき一問題あり。裁判所は官吏をして其任務を臣民に對して執行せしむるや否や是れなり。此點に就ては種々の判決例等に依るに國會が其制定法を以て又は君主が勅書或は其他の方法を以て官吏に君主に對する職務と區別すへき公衆に對する職務を附したる場合の外法廷は官吏を強制して臣民に對して其任務を行はしめざるが如し。此等の場合に決定すへき問題は官吏が制定法若くは普通法に依り君主に對する職務の外に尙公衆に對して職務を有するや否に在り若し之を有するときは命令狀を以て之が執行を強制すへく若し之を有せざれば官吏は單に君主若くは國會に對して責に任すへきのみ。

余は以上編を繼ぎ章を重ねて立法及行政の兩部面より英國憲法を解釋せり。既に卷頭に於て述べたる如く英國憲法は繁雜難解を以て聞へたるもの而かも之を説くに此小冊子を以てす或は讀者をして隔靴搔痒の感あらしむることなきやを

恐る。諸君にして若し不明瞭と認めらるゝの廉あらば幸に質問の勞を惜むな
れ余亦出來得る限り之が解答に應じ斯學の研究を諸君と共にするを怠らざ
べし。若し夫れ以上述べ來りたる所に於て諸君の参考に資するを得ば余の悦
實に限りなきなり。

附言 本校出版部より發行するグイシー氏著拙譯「英國憲法論」は英國憲法の得
失を論じたる著述中最好のものなるを以て本講義と兩々相俟ちて頗る適當の
参考書たるべきを信ず。敢て校外生諸君に紹介すること願ひ。

高田早苗識

ホリノ

英國憲法下篇 完



